

『寇変紀』の世界——李世熊と明末清初福建寧化県の地域社会

森 正 夫

目 次

- はじめに
- 一 明末の「吾郷」・「吾族」
 - 二 李世熊と黄通
 - 三 彭妃反清起義下の地域社会
 - 四 清初の地域社会における分化の顕在化
- むすび

はじめに

福建寧化県の清代唯一の方志『康熙寧化県志』は文字通り明末清初のこの県を生きた読書人李世熊自身の著作である。その巻七「寇変志」は、唐、宋、元、そして正統14年の鄧茂七の反乱にそれぞれ一節ずつを割くが、その大半は、明後半期、16世紀以降のこの県における「寇」「賊」、すなわち反乱諸集団の動向を描く。筆者は、1973年と翌74年、さらに76年に、論文「十七世紀の福建寧化県における黄通の抗租反乱について」(一)・(二)・(三)を発表した。(一)では、「寇変志」の正徳5年から崇禎12年までの部分について、その内容の概略を紹介し、崇禎13年から康熙13年までについては、原文を全訳し、当時の寧化県における政治過程を認識する前提とした。(二)においては、「寇の変」の一環として李世熊によって描かれた黄通の指導する抗租反乱のもつ三つの側面を抽出しようとした。反乱を指導した黄通とその父・兄弟及び彼らをめぐる同族の動向、県城地区に対する四周の農村地区の反乱という様相、商業活動と反乱集団との関わりである。(三)では、省境を越えて寧化県に隣接する江西の石城・瑞金・寧都三県で、黄通のそれとほぼ同時に起り、十七世紀の後半中、展開された抗租反乱の過程を、寧化県における黄通殺害後の反乱集団の動向にも注意しながら明らかにし、省境地区の抗租反乱が単発のものでなく、相互連関的にかつ持続的に行われたことなどを論じた。同時にここでの抗租反乱の経済闘争としての特徴や、土着民に対する移住民——客民の反乱としての性格があることなどの社会的基盤にも言及した。佃戸による地代としての租の納入に抵抗し、しかも武装反乱の形態をとるといふ黄通の抗租反乱の全貌とその形成の契機を把握するためには、こうした作業が必要であると考へたからである。ただ、(一)から(三)の全体を総括し、黄通

の抗租反乱のもつ歴史的社会的性格を明らかにすることはまだなされていなかった。その理由の一つは黄通の基盤とする寧化県の地域社会がなお十分に把握できていないことにあった。ちなみに、筆者は、反乱という語を直接的に当代の王朝権力の打倒を目的として行なわれる政治闘争だけに限定して用いていない。地域的な場で、既存の社会秩序・社会統合、及びこれらと結合していた政治的支配の枠組を否定して行なわれる集団的行動をも含めて、反乱と呼んでいる。

ところが、その後、1980年、謝国楨氏蔵の抄本である李世熊の著作『寇変紀』が、『清史資料』(中国社会科学院歴史研究所清史研究室編)第1輯の中に採録され、呉白姫による評点を付した活字本として中華書局から刊行された。前記拙稿で言及したように、この『寇変紀』は、傅衣凌が、1961年に『明清農村社会経済』中の論文「明清之際的“奴变”和佃農解放運動」において、黄通の抗租に直接関連する若干の部分を引用し、私たちにその存在を示唆していたのみで、これまでその全体を知ることは不可能であった。上記の『清史資料』第1輯には、『寇変紀』のみでなく、李世熊の関連する著作、『寇変後紀』、『寨保紀』、『堡城紀』も併せて採録され、『寇変紀(后紀、寨保紀、堡城紀附)』という表題を付してその27頁から67頁までに登載されている。(傅衣凌の用いている“記”の字を『清史資料』により“紀”とする)

『寇変紀』をはじめとするこの一連の著作は、それを『康熙寧化県志』巻七「寇変志」(以下「志」と略称)と比較対照するとき、非常に際立った特色をもつもののように見られる。(以下、『寇変紀』のみをいう際には、『紀』という略称を、『寇変紀』と『寇変後紀』の両者を合わせていう際には、『紀・後紀』という略称を用いる。一連の著作を総称する場合に、繁を避けて『寇変紀』とすることがあり、本論文のタイトルはこの場合にあたる。)

もとより、その表題の共通性から推察されるように、「志」と『紀』の両者はともに同じ時期の寧化県における「寇の変」の記録であり、両者の内容は基本部分において一致している。すなわち「志」は、『紀・後紀』にほぼ対応している。しかしながら、『紀・後紀』には、「志」には全くなかった点がある。

それは、「志」には皆無の「吾郷」、「吾境」、「吾里」、あるいは「吾族」、「吾宗」という表現が、『紀・後紀』にしばしば用いられることである。とくに「吾郷」の語は頻出する。「吾族」、「吾宗」の語の頻度は、「吾郷」に比べてはるかに少ないが、「志」では皆無だっただけに非常に目立つ。このことは、『紀・後紀』における作者李世熊の関心が、基本的に自己の生活する地域に置かれ、同時にその地域で生活する自己の宗族にも常に注がれていたのではないかと、という推定を導く。

『紀・後紀』では、また、寧化県も「吾邑」と呼ばれており、県自体も自己とのつながりを直接的に表明する語で表現されていたことを示す。さらに、『紀・後紀』では、自己の名である世熊の見解や立場を示すために、「熊」という語もしばしば用いられている。このように『紀・後紀』では、記録における作者自身の、いわば私的な関心が隠されていない。「志」では三

人称が用いられ、作者の私的な関心をうかがわせる表現や叙述は退けられ、対象が作者からつきはなされて描かれているのに対し、『紀・後紀』では一人称が用いられ、対象が作者の私的関心の下に、作者と密着して描かれている。『紀・後紀』のもつこうした特色は、しかしながら、対象の描かれかたを決して不鮮明にしてはいない。逆である。『紀・後紀』においては、しばしば、「志」と同じ対象の細部にわたる側面が、より具体的に描かれ、そのことによって、対象の全貌の把握を可能にしていることが少なくない。作者の私的関心こそ作者のリアルな把握の基盤をなすものであった。なお、ここでいう「私的」とは、近代市民社会における“個人”とも、今日の日本における“わたくし”とも異なるより広い範囲を包括する。

本稿では、『紀・後紀』の「志」とは異なる上述の特色に留意しながら、政治的社会的に激動した明末清初の寧化県の「寇」・「賊」に対する李世熊の把握を辿り、地域社会の社会統合に対する士人の関与のありかたを検討する。拙稿(一)～(三)と異なり、黄通指導下の抗租反乱を、これに直面し、対抗した側から考察することになる。

関連していえば、本稿における地域社会の概念は、1981年中国史シンポジウム「地域社会の視点——地域社会とリーダー」における筆者の基調報告「中国前近代史研究における地域社会の視点」⁽²⁾の中で、筆者が規定した「広い意味での再生産の場」としての「人間の生きる基本的な場」とする。この概念規定については、当該のシンポジウム及びそれ以後においてさまざまな御批判・御意見が寄せられており、それぞれ学ぶところがあったが、この概念に託した筆者の課題それ自体は変わっていない。また、福建及び福建・江西・広東省境地区の抗租あるいは抗租反乱については、先述の拙稿(一)・(二)・(三)発表後、三木聰、藤井宏及び谷口規矩雄により、清初から清代道光年間までの時期に関する論稿が公けにされた⁽³⁾。本稿では、抗租あるいは抗租反乱の周辺に目を向けており、それ自体を検討の対象とはしていないので、これらの諸論稿について、直接的な言及はしていないが、いずれも参考とすべき多くの点を含む。この間、筆者も明末清初から清代乾隆年間にかけての関連する資料の訳注を発表した⁽⁴⁾。

一 明末の李世熊と「吾郷」・「吾族」

天啓元年(1621)、李世熊が郷試で副榜となった頃⁽⁵⁾から、「志」、『紀』の叙述は詳細になる。それは一つには、作者の同時代の記録としての意味をもって来るからであろう。しかしながら、『紀』は、その半世紀前、16世紀の半ば過ぎ、すなわち、この県内での「寇」・「賊」の活動が顕著となってきた嘉靖末年から筆を起す。その中に、「志」の叙述と相重なる対象を扱いつつながら、「吾郷」・「吾族」の語を用いてそれを表現している部分が見出される。以下、「吾郷」の語には“わが郷”、「吾族」の語には“わが族”の読みを与える。

「嘉靖の辛酉、壬戌、癸亥、賊、吾郷を連擾す。吾郷尚未だ寨を立てず、貧民妻子を携えて

山谷の間に避く。即^{たと}い幸いに鋒鏑を免がるも、而れども嵐湿を受けて疫死する者過半なり。惟だ吾族のみは避けて県城に入り、自から全きを得たり。」

「是の時惟だ〔上杭県の〕三塗の賊最も強し。其の汀の郡城（汀州府城）を犯す者は即ち此の夥（なかま）なり。（中略）其の吾郷を擾す者は、広賊一たび至りし後は、皆連城〔県〕の朗村の賊なり。最後に両賊復た合し、吾境より邵武〔府〕の書坊に至り、〔江西の〕広信〔府〕・撫州〔府〕に出、官兵の為に堵殺されて殆ど尽く。其の余は、或は剿し或は撫し、各峒、次を以て平に就く。隆慶の間に迄^{いた}りて始めて寧宇有り。」

ここでいう「吾郷」、「吾境」について、上引の『紀』における二つ目の記事と対応する「志」の一節では、次のようにいう。

「其の泉上下里を擾す者は広（広東）の賊為り。広賊一たび至りし後は、皆連城〔県〕の朗村の賊なり。最後に両夥復た合し、泉上里由り、邵武〔府〕の書坊に至り、官兵の為に堵殺されて殆ど尽く。余は或は剿し或は撫し、各洞次を以て平に就く。隆慶四年に迄^{いた}りて始めて寧宇有り。」

前半の「吾郷」は泉上下里、すなわち、泉上里・泉下里を指し、後半の「吾境」は泉上里を指している。ここで使い分けられてる「吾郷」、「吾境」の二語は、『紀』の続く用例では、広くは前者、狭くは後者を指しているが、より多くは次引の一句のように、後者、すなわち泉上里、あるいは泉上を限定的に指している。順治2年（1645）10月、泉上下里が「粵寇」の脅威にさらされた時のことである。この事態そのものについては、行論の中で再度言及する。今日の泉上は寧化県の東北端、県城から直線距離で約36キロの地点にあり、同県に直属する泉上鎮人民政府の所在地である。⁽⁶⁾

「是に于いて泉上下里、各おの郷兵を点して羅坊の垠²²⁶に屯扎（←札）す。約数千人なり。泉下は則ち武進士邱雋より号令し、吾郷は則ち熊（李世熊）より令を受けり。」

他方、「吾族」、「吾宗」が李世熊の属していた李姓の宗族⁽⁷⁾を指すことはいうまでもない。ただ、上述の嘉靖末年から隆慶年間にかけての『紀』の記述の中に、はやくも李世熊の祖先の固有名詞をともなった部分が現れることを取りあえず指摘しておこう。

「曾祖父鳳暹公、貧民竄死の惨を目撃し、始めて寨を官坑の蓮峰に創ることを議す。寨成りて賊息む。故に人称して太平寨と為す。」

『紀』で「吾郷」・「吾族」という語がしばしば用いられることは、当然、「志」では省かれていた李世熊自身の属する地域と宗族に関する叙述が数多く見られることを意味する。今、とりあえず明朝滅亡までの時期について一二の例を挙げよう。

崇禎元年（1628）、広東平遠県の賊、謝志良集団が武平・寧化両県を襲う。「志」も『紀』もこの事件を記すが、「志」にはなく、『紀』にはある叙述は、以下のようである。

「吾郷の婦女・老稚、遽かに帰〔化〕・寧〔化〕二城に避ぐるなり。（三月）」

「帰化〔県〕柳楊〔里〕の貧戸、一呼するや数百、富民の倉を劫うこと、固より之を有するが若し。事定まり、治するに官法を以てすれば、亦た各おの重く創つけり。建寧県、鳴火して人を劫う。到る処にして是くのごとく、城中と雖も免がれず。吾郷始めて銀を募りて保聚の計を為す。（五月）」

崇禎四年（1631）二月以降、広東平遠県の賊、鍾凌秀集団が汀州府下に入り、武平県内から長汀県内に進み、汀州府知府の林聯綬が派遣した指揮（武官）の嚴明を捕えた。『紀』は、この時の情況をとくに、以下のように記す。

「二月、嚴明執えられし時に当たり、郡邑大いに震う。瑞金〔県〕を犯すを聞くに及び、石城〔県〕の径路由り寧化〔県〕に抵るを恐る。又、賊已に〔寧化県の〕淮土の郭外に至ると訛聞し、紛紛として〔寧化県の〕城（城壁）に縋り、竟に墜死する者有り。吾族家累、亦た悉く帰化〔県〕の城中に入る。」

「賊」の攻撃に直面して、「吾郷」の人々は、或は堡寨の構築を開始し、或は寧化県城、隣接の帰化県城に避難し、また「吾族家累」は帰化県城に避難したのであった。

「国変」（「志」）の年、すなわち明朝が倒壊した崇禎17年（1644）以来、福建では、山間部も沿海部も、反清勢力と絡み合いながら、その全土で「寇」・「賊」が激しく活動する。「志」に「崇禎十七年甲申。国変。興泉（興州府・泉州府）の賊、大いに熾なり。督撫張肯堂、師を提いて之を捕え、稍戢まる」とある部分に対応して、『紀』はこの間の事情をやや立ち入って記す。

「崇禎甲申三月十九〔日〕に至り、閩賊燕京を陥れ、至尊（崇禎帝）社稷に殉じ、勤王の旅（軍隊）、南北に騒動し、奸宄颯挙し、閩中は是れ自り盗に苦しむなり。興泉の乱、賊斬数千、余孽、漳州に漂入し、旋いで万人に及ぶ。撫軍張公肯堂、師を提いて之を捕う。賊復た汀邑（汀州府城・長汀県城）を旁擾す。」

福建沿海の興州府・泉州府の反乱の余波が、山間の汀州府にも及びつつあることが記されている。さらに汀州府にとって深刻なのは、『紀』の上引の記事に続いて、

「時に粵寇の蕭声・陳丹等、衆数千を率い、閩羅総と号し、虔州の部境（南贛巡撫管内の江西・福建・広東省境地区）を剽掠し、亦た逼りて汀に臨む。（中略）是の時鍾三舍（鍾凌秀）の遺党張恩選なる者、猪婆龍と号し、聚首する（集まる）こと数百〔人〕、閩〔羅〕総と遇い、之と合せんと欲す。」

とある広東方面の集団の来襲であった。翌年七月、明の永寧王が江西の興国県で反清の旗を挙げ、閩羅総を帰順させて輩下に置いた後も、八月、広東方面の新たな集団が再び汀州府下の諸県に入り、十月以降も活動を続けた。「志」では、この間の事態を、「八月、粵寇有り。主の名を知らず。帰化〔県〕を攻むるも、克たず。復た清流〔県〕を攻むるも、克たず。邑（寧化県）大いに戒厳す。十月、粵寇、復た帰化城下に抵り、大いに攻具を治む。」と記す。

順治2年8月以降の以上の情勢の展開は、『紀』においては、非常に詳しく叙述されるが、その中で、作者李世熊自身と「吾郷」との関係が、きわめて明瞭に浮かび上がる。やや長くなるが、段落を設定しながら紹介する。

〔1〕「八月、粵寇千人、主の名を知らず、上杭〔県城〕・連城〔県城〕由り、出でて馬屋（現在の連城県西北端の馬屋村）を掠し、松口營（現在の清流県城東方、鎮人民政府所在地の嵩口を指すとみなされる）・余家舗を經、松溪（現在の清流県城東北、郷人民政府所在地の嵩溪）・糞斗砦を破る。吾郷皇遽し、砦を以て城と為す。熊（李世熊）乃ち哨探を厳しくし、七八輩をして昼夜往返すること絶えざらしめ、賊の動定（動靜）を悉れば、郷恃みて以て少や安んず。賊亦た皆吾郷〔を經、〕林畚（現在の清流県東北端、郷人民政府所在地の林畚）・石痕由りして帰化に向かう（原文は「賊亦皆吾郷由林畚・石痕而向帰化」とある。吾郷の前に脱誤があると判断した）。」

〔2〕「邑令（帰化知県）華廷憲、民兵を集めて往きて之を御す。民兵実に撃刺の何事為るかを知らず、哄然として戯むるのみ。諸生子弟の或は酒榼（酒樽）を携え、往きて觀戦する者、猝かに賊に遇い、各おの兵を積きて竄げ、死者百余人なり。廩生の掲三龍害に遇い、庠生の蕭為光執えらる。」

〔3〕「賊徑ちに〔帰化県〕城下に抵り、攻具を治め、城中沸くが如し。適たま大理評事張景星、差出を以て城中に寓困（困の字不詳）し、為に守御の策を画せば、民志少や定まる。賊亦た蕭為光を縦ちて款を求めしむ。為光、賊營を往返し、頗る賄を行い、而して賊始めて攻を罷む。清流に抵り、城を攻むるも克たず。乃ち退く。」

〔4〕「十月に至り、粵寇復た故道由り松溪に駐す。吾郷益ます岌岌たり。家累は悉く官坑

砦に居す。熊（李世熊）始めて議して固守の計を為す。是に于いて泉上下里、各おの郷兵を点して羅坊の坵（つつみ）に屯割す。約数千人なり。泉下は則ち武進士邱雋より号令し、吾郷は則ち熊より令を受く。泉下の郷兵は各おの糗糧を携う。吾郷頗る之れに犒勞す。吾郷は則ち餉を派して兵に給するに、租一石を食する者より、米一升を徴するのみ。坵上に屯する者は、八日ごとに糧一升を給す。蓮花峰（寧化県の泉上南方。「泉上の望山」と称される蓮花⁽⁸⁾を指す）に屯する者は、人ごとに一升半を給す。蓮峰（蓮花峰に同じ）は、松溪より吾郷に出ずるの要路なり。峰嶺峻削、若し静かなる宵、霽れたる日ならば、松溪と峰相颯、幟相辨くるなり。吾郷堵守すること凡そ十有余日、糧七十石を糜す。咸な吾族に贍（施し）を取り、余は升斗の助け有るのみ。賊は吾里の整暇（整備され悠然としている）にして向かうべからざるを知れば、則ち仍りて帰化に趨り、大いに雲梯等の具を治む。」

〔5〕「是の時、寧化令（寧化知県）の于華玉、已に職方由り上杭兵巡道に擢んでられ、乃ち汀兵及び撫する所の張恩選・寧文龍等を率いて、帰化を援く。復た寧化〔県〕、連城〔県〕の郷兵に檄して協助せしむ。官兵、帰化〔県〕に至るや、賊は五里橋に逆戦す。前鋒は七賊を殺し、勝ちに乗じて追奔し、先後相継がず。賊、左右の翼に出でて之を襲めば、官兵敗れ、死傷者十余人。賊、追いて城下に至り、乃ち返る。」

次日、吾郷〔先〕鋒三百を選び、熊（李世熊）之を董む。泉下〔里の〕兵四百余を集め、諸武生に分属し、而うして邱雋之を統ぶ。刻日、帰邑（帰化県）に抵る。賊は援師大いに集まるを知り、是の日遁る。

賊既に退くこと三日にして寧化〔県〕（泉上下里以外の寧化県）・連城〔県〕の郷兵始めて至る。供億資せざれば（郷兵への軍糧の供給をまかなうことが困難であったため）、帰民（帰化県の民）之に苦しむ。当事旋いで蕭為光を遣して賊に説き、之を撫さんと欲するも竟に要領を得ずして還る。

賊即ち退く。巡道の于華玉及び監紀推官の李之秀、〔福州府の唐王隆武政権に対して〕張皇露布し（誇大な戦勝報告を行い）、功を叙さんことを題請す。大敵に克ち、封疆を恢復せし者の若し。〔于〕華玉遂に兵部侍郎に擢んでられ、その標官は皆守備・遊撃の銜を加えらる。清流李官の子、遂に此に借りて恩貢を冒題す。上下疑罔、良に耻痛すべきなり。」

李世熊は、広東から来た「賊」から泉上里あるいは泉上・下両里を防衛するための第一線に立って活動している。八月には、「吾郷」の人々が砦に籠った際、「哨探」7・8人を昼夜派遣する体制（〔1〕）を作っている。十月には、広東の反乱集団の再来に際して、李世熊が「固守の計」——本格的な軍事的防衛体制の構築の発議者となり（〔4〕）、また、それに基づいて泉上・下両里で合計数千人規模の郷兵が組織されると、その内の泉上里の部隊の指揮をとっている（〔4〕）。その後、唐王隆武政権から上杭兵巡道に任命された于華玉が、官軍を率いて、反乱集団の攻撃にさらされた帰化県城の応援に赴き、郷兵に協力を命ずると、李世熊は、泉上里

の郷兵の中から精鋭300人を統率し、泉下里の郷兵とともに、同県城に赴いている（〔5〕）。

帰化県の生員やその子弟の中に酒樽を携帯して、同県の「民兵」と「賊」との戦闘を観覧したものがあり、その中稟生の掲三龍が殺害され、庠生の蕭為光が捕らえられた、と李世熊は記す。李世熊自身の手になる資料のみに依拠していることを一応捨象するならば、彼の活動は、同じく士人——読書人でありながら、隣県のこうした人々とは異なっている。それは、単に軍事的な計画策定者、戦闘指揮者であるという点からそういえるのではない。

軍糧調達は、郷を構成する各戸の経済的基盤に関わる複雑な業務である。李世熊は、郷の中の「租一石を食する者から、米一升を徴する」こと、すなわち自己の所有する土地の経営を佃戸に委ねて租を徴収している田主から、租の徴収量の1割ずつを供出させた（〔4〕）。しかも、これは軍糧のうちの限られた部分であり、大部分は李世熊の一族から提供しなければならなかった（〔4〕）。これらは隣郷の泉下里の軍糧調達のかかなりの部分を受け持つという事情にも基づいていた（〔4〕）。郷兵の軍糧の徴収に加えて、資料中には直接記載されていないが、郷兵となる成年男子の労働力を郷の該当の戸から徴用するという業務がともなわなければならないはずである。

郷兵をめぐる李世熊のこうした一連の活動は、「吾郷」たる泉上里、あるいは泉上・泉下両里の地域社会を「賊」から防衛するための指導者のそれとしての側面を明らかにもつ。また「吾族」は相当数の土地を所有し、李世熊の活動を支えるに足る経済的基盤を保持していた。

ところで「吾郷」については、いま一つ大きな問題が残っている。それは、ほとんどの事例において「吾郷」に比定できる“泉上”の名を冠した地域とは、はたしてどの範囲を指すのかという問題である。結論的にいえば、二つの場合を考慮しなければならない。

第一は、「里の十二を以て、環らして邑を為し、村の三百六十を以て、環らして里を為す」といわれる場合の「里」としての、すなわち寧化県を構成する十二の里の一つとしての泉上里である。『康熙寧化県志』巻一・疆界志に、以下のようにあるその泉上里である。

「其の県の東一百里に在るを泉上里と為す。図を領する者四、墟を為す者二、曰く岩前（毎月一・三・六・八の日を以てす）、曰く烏村（毎月四・九の日を以てす）。村を為す者三十二、曰く烏村石下、是れ亦た清流に達するなり。曰く鄧坊、曰く漁卿、曰く陳家、曰く官家墩、曰く東南山、曰く岩前溪辺、曰く李坊、曰く羅坊、曰く謝坊、曰く謝坑、曰く上魏坊（中略）、曰く邱坑。邱坑由りして往けば、亦た帰化及び将楽に達するなり。曰く鐵羅坑（中略）、曰く延祥。延祥由りして往けば、是れ亦た清流に達するなり。曰く焦坑。焦坑由りして往けば、是れ亦た帰化と将楽に達するなり」。

ここでの泉上里は、県城から東へ遠く離れた位置にあり、その内部に、里甲組織としての4つの図、定期市開催場所としての2つの墟、及び「聚落」としての32の村を包括する一地域である。同じく『康熙寧化県志』巻一・疆界志にいうところの泉下里も、県城からやはり東へ遠

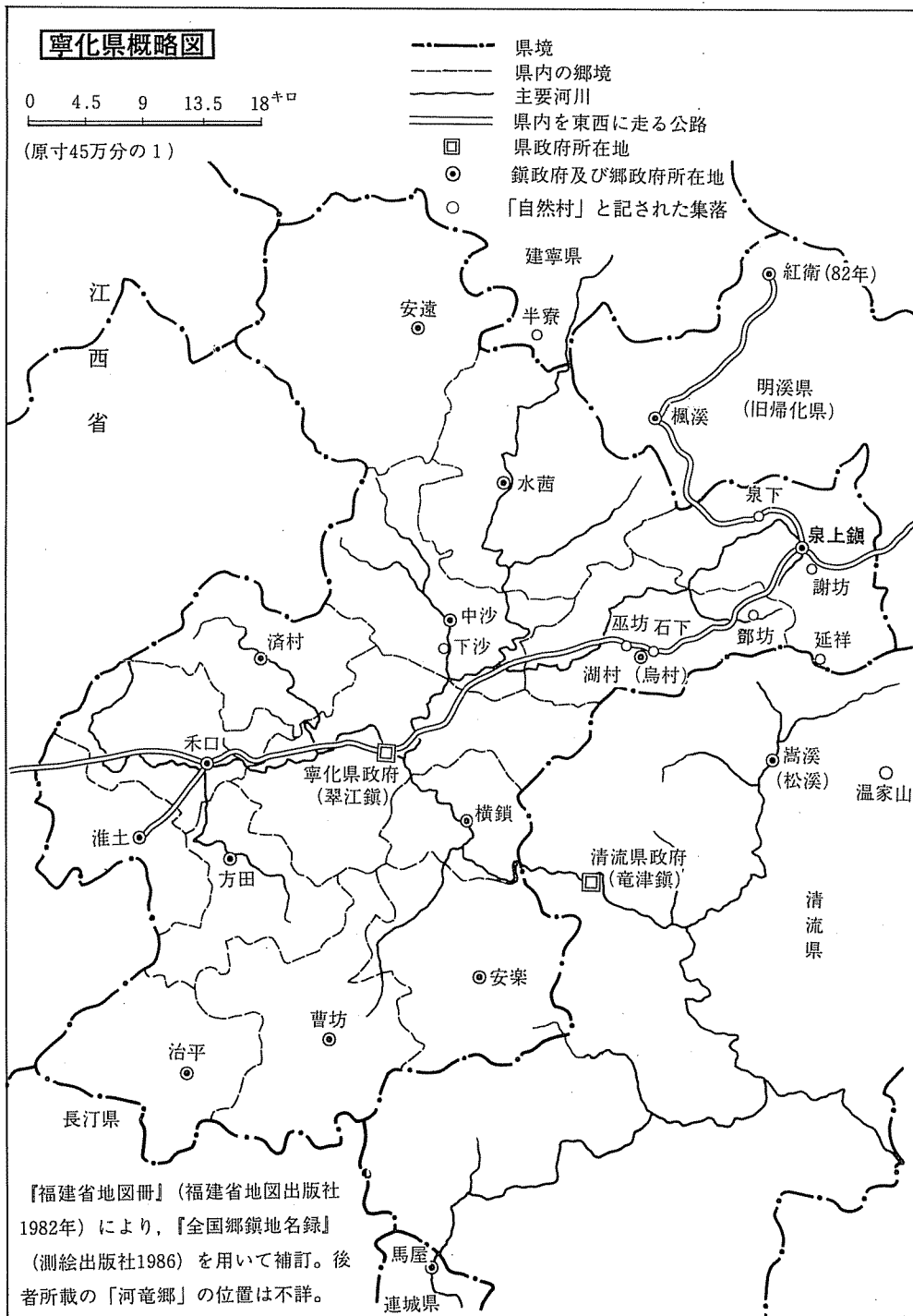
く離れた位置にあり、その内部に2つの団、1つの墟、20の村をもつ一つの広い地域である。ちなみに、疆界志によれば、宋代には、泉上里と泉下里の領域は、1つの団という単位をなし、温泉団と呼ばれ、明代に、「団を改めて里と為した」のを機会に、二つの里に区分された。

しかしながら、「吾郷」には、第二に、いくつかの村を包括するこうした広い地域に比定すべくもない場合がある。第4章で触れることであるが、後、順治9年(1652)、「四營頭の賊」と呼称される集団に「泉下」の300余人が加わって行った放火について、『紀』が「吾郷並びに李坊・官坊・羅宅の千百余宅を焚く」と記す例がこれに当たる。『康熙寧化県志』巻一・疆界志の泉上里の項には、村の名としては、李坊の名のみあり、官坊、羅宅の名はないが、両者は李坊と横並びに位置付けられており、村に相当するものとみなされる。ここでの「吾郷」は、これら三村の上位に立つものではなく、それらと対等の一つの「聚落」である。これに先立ち順治5年(1648)2月22日、反清の軍を挙げた彭妃の部将廖心明と金某とは、「延祥より吾郷に移営した」。延祥が泉上里の「聚落」の一つであることを考えれば、「吾郷」は泉上里一般ではなく、こうした「聚落」の一つである。

第二の場合には、「吾郷」とは「聚落」、すなわち泉上と呼ばれている集落である。この場合、「吾郷」は、面としての広がりをもつ地域ではなく、それに比べるといわば点——スポットになぞらえられる地域ということになる。他方から言えば、県下12里の一つである「泉上里」に属してはいても、面としての広がりをもつ「里」そのものではなく、この「里」の中心をなす集落としての「泉上」が存在することになる。『康熙寧化県志』巻二・寺観志に、「寺の泉上里に属する者」十所が列挙され、そのうちに、「漁脚に在り・邑を去ること八十里」の蓮花菴、「鄧坊に在り。邑を去ること八十里」の南山菴、「邑を去ること一百里、延祥に在る」ところの新林菴、「邑を去ること一百里、泉上に在る」ところの龍嶽観などの名がある。『康熙寧化県志』巻一・疆界志の先引の泉上里の条によれば、漁脚、鄧坊は寧化県からその東の帰化・将楽両県の方向に展開する村であり、延祥は寧化県からその東南の清流県の方向に展開する村である。それらと並んで「泉上」なるスポットがあるのである。

もっともスポットとしての「泉上」は単なる寒村ではない。第3章に記すように、順治5年、先の彭妃の反清の軍と一時行を共にした土豪寧文龍・羅庭らの軍が「吾郷」に到来した時、彼らは「店房、雑屋、園館、寺観の間に安挿された」。「吾郷」には商店、雑多な民家、庭園を伴った邸宅、寺院が立ち並んでいたのである。「むすび」に引用した『紀』の最後の部分で「吾郷は華飾もて名を著せば、貪狼の羨む所なり」とあるのもそこに富の蓄積の匂いのあるこうした「吾郷」のたたずまいと無縁ではあるまい。

のち、清末に刊行された『福建全省地輿図説』(注8参照)所載の寧化県図には、県内の東北端に泉上県丞の所在地が、官署を示す白抜き記号で示されている。すなわち、泉上はこの時点での寧化県の副都のような位置にある。また国立国会図書館蔵の地形図(AMS SERIES)“Ning Hua”には、寧化県城から東北へと進む道路に沿って、烏村、鄧坊、泉上の三つの地名が、



さらに泉上の西北に泉下の地名が印刷されている。そして、先述のように、今日の泉上は、寧化県城から東北へ、直線距離で約36キロの地点にある泉上鎮人民政府所在地である。このように、清末から現在にいたるまで、“泉上”と安定的に呼ばれているこの集落こそ、明末清初に見出される、かのスポットとしての泉上の後身であるとみなされる。

ちなみに、旧寧化県城(翠江鎮)にある寧化県人民政府の所在地から東北に延びる公路は、寧化県東北端にあるこの今日の泉上から分岐し、一つは西北へ進み、数キロ先、現在は「自然村」の記号が付されている泉下を経て、旧帰化県の後身である明溪県の楓溪に通じ、一つは東へ進んで明溪県に入り、蓋洋を経て旧帰化県城(雪峰鎮)にある明溪県人民政府の所在地へと向かう。旧寧化県城は、その西、北、北北東、東北から流れ来る支流を集める九龍溪(現名)の数本の支流の合流点に近いが、泉上はそのうちの東北から流れる支流の上端をなす。泉上から泉下へ、そして西南流して旧県城付近に達する支流である。上述の公路は、九龍溪の支流の一つに沿って東北に進んだのち、現在の湖村、かつての烏村の西方でこの支流と分かれ、鄧坊を経て泉上に達する古くからの道沿い⁽⁹⁾を行く。

以上のように、『紀・後紀』における「吾郷」には、泉上里という大地域のみならず、この大地域の中心をなすスポットとしての泉上を指す場合を含む。このスポットは、すでに触れたように、単なる「村」を越えた機能を具備していたようである。この点で、先引の『康熙寧化県志』巻一・疆界志における泉上里の二つの定期市——「墟」に関する記事は興味深い。すなわち、そのうちの一つが置かれ、毎月2回市が開かれたという烏村は、現在では湖村と標記されて、郷人民政府の所在地となっており、その周囲には鄧坊を東辺として、東西の最長約25.7キロ、南北の最長約22.5キロの同人民政府管轄区域が広がる。『康熙寧化県志』では、「聚落」としては烏村石下と連称され、現在は湖村と石下村とに分かれている。他方、いま一つの毎月3回市があるという岩前は、「聚落」としては岩前溪辺と連称されている。しかし、現在、岩前という名の中心地はなく、溪辺という村もない。存在しているのは、まさに鎮人民政府所在地である泉上であり、その周囲には東西の最長約19.35キロ、南北の最長約18キロに及ぶ同人民政府管轄区域がある。『康熙寧化県志』巻二・寺觀志に記載されたスポットとしての泉上とは、当時は、岩前、溪辺など、岩前の定期市を中心に相互に近接する数個の村を含む地域であったとみなされる。

順治9年7月12日に「四堂頭の賊」が「吾郷」に駐留したときの模様を記した『後紀』の次の一節は、こうした予測を裏付ける。すなわち、「賊、一宿して竟に泉下を捨てて吾郷の羅坊・官衙坊に抵りて下營す。二村には各おの出口有りて清〔流県〕・帰〔化県〕の諸村落に達するを以てなり。」というものである。『康熙寧化県志』巻一・疆界志の泉上里の項には、村の名としては、羅坊のみあり、官衙坊の名はないが、この両者は、上記の岩前、溪辺などとともスポットとしての泉上地域を構成する主要な「聚落」であったとみなされる。これに先立つ順治8年10月、清朝の軍隊が、反清義軍の一翼を担ったことのある呉細娘(一星)の軍隊との戦

關中、羅坊の²²⁶塙に駐屯した。『紀』は、「吾郷の羅坊の²²⁶塙に駐す。凡そ三日、犒勞の諸費は頗る吾宗の累いと為る」と記す。清軍の羅坊駐屯に要する費用が「吾宗」にとっての負担になったという部分は注目される。羅坊に李世熊の同族が聚居していたと考えられるからである。

以上、検討してきたように、『紀』・『後紀』にいうところの李世熊の「吾郷」とは、面としての泉上里を指す第一の場合と、ここで言及してきたスポットとしての泉上を意味する第二の場合があるが、より多く後者の場合を意味していたと考えられる。なお、面としての泉上里とは、現在の泉上鎮人民政府の管轄区域と現在の湖村郷人民政府の管轄区域とを合わせたものから、22村から成る当時の泉下里の領域を除いた部分であると想定される。挿入の地図を参照していただきたい。

二 李世熊と黄通

明朝倒壊から2年、順治3年(1646)、寧化県では、その数年前、崇禎13・14年以来の黄氏の族内対立が非妥協的なものとなっていた。対立とは寧化県城に居住する黄氏と、黄氏のうち、黄通ら留猪坑に移住した部分とのそれである。なお、留猪坑は、寧化県城北方にある永豊里の中心集落で、墟の開かれていた中沙村(現在、郷人民政府の所在地である中沙)付近の一村であり、『康熙寧化県志』巻一・疆界志では留猪坑と表記される。黄通らは寧化県下「諸郷」に、租を計る量器の容量の20%削減を中核とする在来の小作慣行の改革を呼び掛け、「郷民」の大きな支持を得た。黄通が県下の「各里」を連ねる政治・軍事組織「長関」を結成して以来、「城中の大戸」と「諸郷の佃丁」との敵対は激しいものとなった。順治3年(1646)6月26日午前10時、黄通は「佃丁」からなる「田兵」千数百人を率いて県城に突入し、同族の有力者を殺害し、「殷戸」(富戸)百数十戸を掠奪し、午後4時には撤退して県城外へ出た。⁽¹⁰⁾

この事件は、1961年、傅衣凌が前掲の論文で、『康熙寧化県志』巻七「寇変志」と『寇変紀』(本稿における「志」と『紀』)を引用して紹介し、抗租に強い関心を寄せていた戦後日本の明清史研究者たちに大きな刺激を与えた。黄通の乱を抗租反乱と捉えた前掲の拙稿(一)～(三)も傅衣凌による李世熊のこの二著作からの引用を直接の出発点としている。

「田主、佃客に待するに、亦た尊倨にして恩少なし。」

傅衣凌の引用したこの一句は、私たちが手にし得る「志」にはなく、見ることができない『紀』のみにあり、当時の地主佃戸関係の社会的側面を鋭く照射するものであった。それ故、私たちは『紀』の全貌を見たいという強い希望を抱いていた。今、『寇変紀』の全貌を閲読することのできた私たちは、上引の一句を除けば、細部は別として、黄通の反乱の背景と6月26日の県城襲撃については、『紀』と「志」との間にほとんど異同がないことに気づく。ただ、7月3日、

軍隊を率いて黄通鎮圧のために汀州府城からここ寧化県に到着したところの、南明の上杭兵巡道、かつての寧化知県于華玉が、黄通麾下の「田兵」に拘引される事件の発生、さらに、8月18日の清軍の福建入り、続く唐王隆武帝の福州府から汀州府への逃亡、汀州府及び寧化県における清朝支配の開始という状況の変化が起ってからの『紀』の記述には、「志」にはないいくつかの特徴がある。その一つは、「吾郷」と黄通及び彼の組織した「長関」との関わりが、李世熊自身の活動を軸として、立ち入って述べられ、あわせて、この地域と唐王隆武政権の敗兵集団との関わりについても、同じく李世熊自身の活動をからめて、やや詳しい言及がなされることである。『紀』における記述のこうした特徴から、李世熊と黄通及び「長関」との関係がより明らかになってくる。また、寧化県全体の政治・軍事情勢への李世熊の関与を示す記述も見られ、李世熊の士人としての活動内容の全貌を知る手掛かりが得られる。

まず、寧化県レベルの地域と李世熊との関わりを示す部分を挙げておこう。于華玉の「田兵」による拘引事件はその一つである。于は、事態を甘く見て、県の通判朱堦と囲碁を楽しんでいた際に拘引されるのだが、「志」によれば、この時、于華玉は「諸郷紳は某某と共に速やかに餉を措せ（「田兵」の軍糧という名の身代金を準備せよ）」という文書を拘引先から寧化県城に送り届け、千五百両で釈放される。ことの経過は『紀』においても殆ど異同なく記されている。しかし、この「某某」こそ李世熊であったことが、李世熊の号である「元忠」や「熊」という表現から判明する。

「次日、于、一掲を賚らして城中に至らしめ、但だ『諸郷紳⁽¹⁾は元仲と共に速やかに餉を措するを商せんことを請う』とのみ云う。熊已むを得ず、乃ち諸紳とともに一千五百金を措設し、〔黄〕通の族好たる黄洪なる者に付す。賄去きて于始めて帰る。」

李世熊は、于華玉のような官僚の側から見て、「田兵」の襲撃という非常事態に際し、寧化県城に居住する郷紳層との折衝を行うことができ、また郷紳層の側からも信頼される存在であったのである。もっとも、李世熊と于華玉との関係には前史があった。それは、明朝の滅亡した崇禎十七年十月、広東の張恩選集団が同じ広東の閩羅総集団と合流して汀州府に迫っていた時のことである。すでに第1章で『紀』からの引用により示したこの情勢に直面し、当時、広東の潮州府からここ福建汀州府寧化県に帰ったばかりの李世熊は、当時の知県于世熊の諮問に答えて対策を進言した。このことは、「志」では、「時に客有りて知県于華玉に説く」とあり、73年の拙稿（一）では、この「客」を「ある幕友」と訳した。しかし、『紀』によれば、上記のように、この「客」とは李世熊のことであった。

「熊、時に適たま潮州より汀に帰りたれば、備さに賊情を知れり。帰りにて邑令（知県）の于華玉に見みゆるに、詢うに汀事を以てす。熊、賊勢甚はだ猖獗なるも、而れども二つの党附せ

ざれば、離して之を破るべし、と言う。」

李世熊は、この時、「吾郷」、「吾里」を他の郷、他の里とともに行政的に包括するいわば“吾邑”としての寧化県の政治に同県の士人層を代表する存在として関与し、先の于華玉引取りの工作においても、この種の役割を演じたのである。

さて、順治3年に戻る。黃通麾下の「田兵」の寧化県城襲撃・撤退、「田兵」による于華玉の拘引・釈放以後の情勢は大略以下のように展開する。

先述のように、清軍は、8月18日、福建に入る。福州から追われて西北の延平府に逃亡してきた南明の唐王隆武帝は、22日、延平府から汀州府〔城〕に向かい、清軍はこれを追った。その過程で、隆武政権の首輔何吾趨は、27日、帝から離れて泉上里に、またそこから寧化県城へ、さらに広東へと転々と逃亡した。同じ27日、隆武政権から海忠伯を与えられていた田仰が敗残兵を率い泉上里の留坑（『康熙寧化県志』巻一・疆界志では留亨）村に入り、28日、泉下に向い、これを阻止しようとする泉下の郷兵と戦闘して之を敗り、さらに黃通の本拠の中沙〔村〕に入って長関と戦闘、最終的には、江西へ出た。

8月30日、清軍は汀州府〔城〕に入り、唐王は捕らえられ、総兵周之藩は戦死し、知府の汪指南は降伏、上杭兵巡道⁽¹²⁾だった例の于華玉も降伏した。9月6日、清軍の騎兵4人が寧化県城に入って「冊籍」（戸口・土地及び税糧・徭役に関する基本台帳）を没収し、知県の徐日隆は士人・一般民とともに剃髪して清朝に降伏した。10月4日、清朝は鄒鍾秀を新しく知県とした。汀州府知府には李友蘭が任命されていた。

新知府李友蘭は、11月、寧化県に入り、自ら黃通の本拠地中沙を訪問して黃通に帰順を勧めた。黃通は多額の賄賂を李に贈り、李友蘭と黃通は盟約関係を結び、李友蘭は黃通に清朝の武官たる守備の辞令を交付して帰る。黃通は守備の辞令を授与されたのを契機として、寧化県下の「郷の殷実、或は黠猾^{カツ}なる者」に千総の辞令を、数十両、数百両で売り、彼らはまた「異郷の豪」に千総の辞令を売った。こうして清流、帰化、泰寧、永安、沙など寧化県の隣近諸県には千総の旗がせわしげに行き来した。黃通はこのようにしてその支配圏を拡大する。

ほどなく、黃通は、寧化県半寮の地（17頁参照）を本拠とし、黃通の父と盟友関係にあった寧文龍と敵対するようになり、県内のある策謀家の離間策に乗った寧文龍によって、順治4年4月16日、〔長関の〕点呼のため烏村から下埠に赴く途次、殺害される。

6月、李友蘭は、汀州鎮（『紀』）の総鎮于水綬とともに、清軍の騎兵・歩兵を率いて黃通一族の本拠地中沙で、黃通から千総に任じられた陳亢^{コウ}・江丹・黃仲等と軍師（「謀主」）の黃居正を殺害する。しかしながら、黃通の兄弟黃允会らと千総であった馬文・吳堅俊らは帰順を認められる。

こうした情勢の中で、「吾郷」は、黃通及び長関と、そして唐王隆武政権の敗兵集団とどのように関わっていったのであろうか。『紀』によって始めて明らかになった事実を、引用によ

って以下に示す。

『紀』によれば、黄通麾下の「田兵」の手から上杭兵巡道于華玉を救出する工作を終えた李世熊は、8月27日田仰の敗残兵が、泉上里の留坑村に入った時も、なお寧化県城に留まっていた。

「急遽の間、郷を挙げて各おの東に西に竄ぐ。熊、時に城中（寧化県城内）に居れば、郷人（泉上の住民）は機宜を審らかにせず、節制もなく、老弱の数輩、零しずつ出て哨探し、賊に遇いて死する者五人なり。是夜、留坑の官賢任の屋一区を焚く。掠する所は惟だ牲畜のみにして、衣帛は皆棄てて取ること勿し。」

李世熊は、自分が県城内に留まっており、泉上にいなかったため、「郷人」は田仰の敗残兵来襲の情報を得ても何ら有効な対処ができなかったとする。泉上における彼の役割と責任を、彼自身が非常に高く評価していたのである。他方、泉下では、敗残兵が現実には通過したため、郷兵が彼らと戦闘し、敵の旗を見て怯むうちに、これまでもこの地の郷兵の指揮に当たっていた武進士邱雋、武拳人吳維城、庠生邱浙、武生邱沐、庠生邱澗之の妻謝氏らが殺害された。なお、この後、中沙に赴いた田仰の敗残兵が故黄通麾下の長関数十人を殺したため、長関との間で戦闘が起っている。長関は、客観的には、一時的に、地域を防衛する郷兵の役割を果たしたのである（『紀』。『清史資料』第1輯36頁）。その後、9月6日、清軍は、先述のように寧化県を支配下に収めるが、それに先立って李世熊は、9月2日に「城を棄てて里に帰った」。以後、李世熊は、再び泉上方面で活動する（『紀』。『清史資料』第1輯35頁）。

李世熊が泉上に帰ってから約1ヶ月後、「寧民」——寧化県の人民は黄通のために非常に苦しんでいたため、その討伐を清朝の新しい知府李友蘭・知県鄒鍾秀に要請した、と李世熊は記す。

「寧民既に黄通を患苦し、是に于いて通の悞逆の状を以て悉く守・令に訴え、密かに清兵に之を撲滅せんことを請う。」

しかし、周辺は連城・上杭・武平・永安の四県では、「諸郷の民が各おの起義して相応じ、汀兵（汀州府駐在の清軍）支する能わず」（『紀』。『清史資料』第1輯36頁）という状況にあった。この動きは、寧化県で県城の清朝行政当局と対抗する黄通の長関に呼応する性格を帯びていたといえる。このため、汀州府の清軍は、順治3年10月、偏将田国泰に200名を率いて寧化県に赴かせ、知県（「邑の首事」）も軍糧・飼料を用意して大軍が即ちに攻撃するという空気を醸成し、黄通を脅した。しかしながら黄通は動ぜず、そこで、先述のように、翌11月、汀州府知府李友蘭が黄通の本拠地たる寧化県の中沙に赴き、「招〔撫〕」と表現される帰順勧告を行っ

たのであった。黄通が優位に立つ中で、これまで、黄通の支配下に入ることを拒んでいた泉上・泉下里（「泉上下里」）も態度の変更を迫られた。

「此れより前、惟だ泉上下里及び寧文龍の所部のみ〔黄〕通の令を受けず。丁亥（順治4年）の二月に至りて、〔黄〕通の兄弟始めて吾郷に至り、〔吾郷を〕長関の編牌冊に連ねしむ。通の弟黄赤、壇に登りて点閱す。青衿・孝廉（生員と挙人）と雖も首を壇下に俯れて之を伺う。其の接面せず、報謁せざる者は、惟だ熊一人のみ。

〔黄〕通已に吾郷を連ぬれば、則ち罕坑（泉上里罕坑村）の李応・李黄苟の訟を断決す。李応は資を破ること五百金に至る。〔李〕応の姻家羅朝輔、頗る染指し（手を出し）、通の弟黄吉之を誅責するに、違言有り。〔黄〕吉怒り、遂に朝輔の屋を焚き、朝輔を拘し、賄二百金を責めて、乃ち釈つ。而うして帰化〔県〕の大洋塘（帰化県西部の下覚〔角〕里大洋塘村。寧化県境にある）・呉地（帰化県西部の柳楊里呉地村）⁽³³⁾、通の横掠する所と為る者、各おの千を以て計る。

時に帰化〔県〕の令（知県）陸鳴鰲、通の行状を耳にして之を憤り、而うして所謂千総なる者は、之を獄に置く。通乃ち長関の兵千百人を率いて、吾郷由り画郷（柳楊里画橋村か）・黄坑嶺に駐し、帰化を攻むと声言し、陸令（陸知県）を震怖せしめ、千総なる者を釈たしめんと意欲す。陸（知県）は故らに鎮定にし（落ち着いて振舞い）、城（帰化県城の城門）を開き、両騎を出して哨探せしむ。而うして通の兵、紛然として潰竄するなり。〔通の兵〕乃ち戈楊地に返りて、其の淫掠を肆いままにし、孝廉曾文灝の弟を執えて以て帰り、贖を索むること千二百金に至る。」

寧化県永豊里の留猪坑村の同族地主の土地を占拠し、さらに県内の「諸郷」の佃戸に負担の軽減を実現すると呼び掛けて彼らを結集した黄通が、この結集を維持するために結成した軍事組織が長関である。この長関は、県境を越え、福建西北部を構成する周辺の数県の農村部に拡大した。長関においては、同時に、『紀』の上引部分にあるように、「長関編牌冊」が制定された。「長関編牌冊」とは、長関の側で作成した戸籍登録のための帳簿、それに「連ねる」とは、その帳簿に登録することを意味すると考えられる。長関はこれら諸県の住民を各地域ごとにこの帳簿に登録していった。長関は、ここにおいて、戦闘のための軍事組織であるだけでなく、政治的性格をもつ組織に転化し、いわば各県の「諸郷」を連ねる地域権力となりつつあったのである。李世熊ら、泉上里の住民は、順治4年2月まで、黄通の権力の支配下に入ることを拒否していたが、黄通の兄弟が直接この地に来訪したときには、もはやこの姿勢を貫くことはできなかった。生員・挙人などの士人も「長関編牌冊」への登録受け入れを表明するため、黄通の弟黄赤の点呼を受けざるを得なかった。ただ、李世熊だけはこの点呼を拒否した。

「長関編牌冊」に登録されることは、長関の裁判権の行使を受け入れることでもあった。黄

通兄弟は、その行使に際して賄賂の請求を行った。帰化県の大洋塘・呉地の二つの地域では、千両単位の賄賂の請求がなされ、知県陸鳴鰲が、長関に属して千総の辞令をもつものを逮捕するという事態に発展した。この時、千百人を数える長関の兵は、知県側の冷静な対処の前に狼狽して逃げたが、戈楊地に引返すと、拳人曾文灝の弟を捕らえ千二百両にも達する多額の身代金を請求した。

このように李世熊は、『紀』においては、長関と黄通の率いる「吾郷」との関わりを具体的に、詳細に記述している。これは「志」に見られなかったことである。そのことによって、李世熊は、彼の観点から見た長関の支配の否定的側面をより強く表現している。李世熊は、「吾郷」の存立を支えている既存の政治的枠組と社会秩序が黄通と長関によって破壊されつつあるとみなしていた。寧化県周辺の各県の諸村落に黄通が授与した千総の「令旗」が頻繁に行き交う姿を、李世熊は、「志」でも『紀』でも、「蓋し乱世の民、其の聡明の昏塞さるること此くの如し」と述べている。

順治4年4月16日、黄通は寧文龍によって殺害された。寧文龍は、「志」及び『紀』によれば、半寮に本拠を置く「土豪」であり、黄通の父黄流名と私的な結合関係を持っていたが、黄通及びその兄弟を軽侮し、これと敵対していた。半寮は、「志」及び『紀』では、寧化県城北方百里の招得里付近の小村と推定され、建寧県と密接すると描かれているが、現在では建寧県に属し、その南端に位置する「自然村」である。

「報、城に至るや、合邑、歓声をあげ地を動（とよ）もす。是れ自り、諸郷、千総の跡を絶つなり（『志』、『紀』の記述も“跡”の字が“迹”になっているのを除くと全く変らない。）」

李世熊は、黄通の死による解放感が全県の人々のものであると述べているが、それは、この解放感を自己が共有したことの表明でもあった。

ところで、拙稿（一）・（二）でも言及したが、寧化県の地主佃戸関係の現状と黄通の改革要求に対する李世熊の把握の仕方は、傅衣凌がつとに紹介してきた『紀』の関連部分に見られるように、極めて客観的であり、田主の直接的な利害関心によって曇らされていない。右の現状と改革要求について、拙稿（一）に訳出しておいた「志」の記述と傅衣凌がかつて抜粋・紹介した『紀』の記述との間に内容・表現上の異同は基本的にはないが、李世熊の把握を改めて確認するため、『紀』の関連部分を原文のまま提示しておこう。

〔黄〕通思大集羽翼，乃創為較桶之說。蓋吾邑以二斗為一桶，凡富戸租桶有大至二十四五升者，比糶米則桶僅一十六升，沿為例。而田主待佃客亦尊倨少恩。通遂倡論諸郷，凡納租皆以十六升之桶為率，移耕・冬牲・豆粿・送倉諸例皆罷。郷民以其利己也，相率歸通惟恐後。

文中の「蓋し吾邑は」に始まり、「田主、佃客を待するに、亦た尊倨にして恩少なし」までは、李世熊自身が「吾邑」寧化県の地主佃戸関係について解説的記述を行った箇所である。ここでは、佃戸から1桶につき24乃至25升で取収しながら、販売するときには1桶を16升到計算するという、当時の田主の不正な在り方が紹介され、かつこの不正に対する李世熊の厳しい批判的コメントが述べられている。こうした田主のありかたとそれへの批判は、李世熊の編纂した『康熙寧化県志』において、巻七・「寇変志」以外の部分にも見出せる。たとえば、巻四・人物志・逸行二の次の記事がそれである。これらの記事は、逸行二の末尾、41葉と又41葉（41葉に更に追加するの意）にあり、「世熊編逸行畢」という6文字が記された後に付されているので、李世熊自身の手になった当初にはなく、後人によって増補された部分かもしれない。しかし、伝えている状況の内容自体は上引の部分に等しい。

「伊予任、性孝友、稚齒にして成人の如し。家を持するに儉を以てす。然れども喪祭の礼は必ず誠を致して豊潔なり。租を徴する斗斛、邑は大きく収め小さく出す者多し。予任、独り平を持し、収むるも放つも一なるが如し。丙戌の間、郷寇、邑城を襲い、族衿を殺し、巨室を掠するも、独り其の等輩を戒めて曰く、伊公の門を犯すこと勿れ、と。」

丙戌、すなわち順治3年（1646）の「郷寇」による邑城襲撃とは、黄通が田兵を率いて寧化県城を襲撃し、「其の族の諸生黄欽鏞併びに侄（おい）の黄招を殺し、富室百数十家を捕掠し」た（『紀』）事件を指す。この時、日常、量器の容量における不正のなかった伊予任だけは、「郷寇」自身が襲撃を自制した、というのである。佃戸に対する田主側の不正が、黄通の「較桶の説」を唱えた背景に存在していた、とする『紀』の記述は、伊予任の公正な態度が黄通らに彼を掠奪対象から外させたとする『康熙寧化県志』逸行の記述と、表裏の関係にある。

李世熊は、田主の佃戸への不正が一般的に存在していたことを承認している。従って、『紀』にも、「志」にも、この不正の改善に関する黄通のスローガン自体への批判はない。逆に田主の佃戸に対する姿勢が鋭く批判されている。

にもかかわらず、「郷民」（県城外の「諸郷」の民）、あるいは「諸佃客」と呼ばれる佃戸による前述の県城襲撃と掠奪は、「城中」と表現される県城住民の感情に託して批判的に記述されている。『紀』では、当時李世熊自身、県城内に寄寓し、知県釈放のための身代金収集を行ったこと、すなわち、県城襲撃を備さに体験したことが、あわせて明らかにされている。

また県内の各「郷」（地域）を横断する政治的軍事的組織——「長関」による各「郷」ごとの住民の登録と点呼に対しては、李世熊自身の点呼拒否の事実を通じて、さらに「長関」の支配を前提とする訴訟管理とこれにともなう賄賂の収奪に対しては、帰化県知県陸鳴鰲の言動を通じて、実質的に厳しい批判がなされている。

これらすべての面にわたる黄通批判を集約するのが、黄通が同じく土豪的存在である寧文龍

に殺害された時、「報、城に至るや、合邑、歓声地を動も」したとする記述であろう。

李世熊は、王朝国家の地方官、すなわち「有司」によって維持される地方統治とその基底にある社会秩序とを否定するところの個人や集団の活動を厳しく斥けている。こうした活動をすする存在こそ、「寇」であり、「賊」であった。

六月、先述のように、汀州から中沙に來た清軍は黄通を支えてきた幹部の中の数名を殺害した。しかしながら、李世熊の「吾郷」、そして「吾族」は引き続き困難な状況の下に置かれることとなった。抗租反乱を指導して以来の黄通の動向は、この時代の寧化県、そして福建西北部における「乱世」の、すなわち社会秩序転倒の所産であり、それを象徴するものであった。

三 彭妃反清起義下の地域社会

「吾郷」が引き続き困難に直面したのは、およそ三つの事態が起ったからである。第一は、寧文龍が黄通に代って寧化県における軍事的覇権を掌握するための活動を行ない、その過程で県内外の他の集団との抗争を繰り返したからである。寧文龍と対抗したこうした集団の中には、六月に清軍が帰順を認めてその大部分の生命を保全した故黄通の兄弟たちの率いる長関が含まれる。第二は、明を支持する反清の諸集団、及びこれに呼応した県内の新たな反乱集団の活動が持続したからである。第三は、これらを鎮圧するため、清軍が進駐し、地域社会に軍費の支出を強いたからである。

これら三つが絡み合って展開したのが、順治4年8月から泉上里に入った明の宗室、彭妃を擁する集団をめぐる一連の動向である。『紀』の叙述のうち、順治4年6月の清軍による黄通集団中枢部の部分的鎮圧を述べてから順治5年(1648)初までの事態を記す一段の文章が、この一連の動向を主として扱う。

ところで、順治4年8月に「永寧王の長子の妃」であった彭妃を擁する集団が泉上里の九龍砦に拠ってから、翌5年2月彭妃が清軍に捕えられ、汀州府〔城〕の靈龜廟で絞殺されるまでの過程については、「志」に割註を含む9行の記述があり、旧稿(一)の訳文中にすでに含まれている。しかしながら、『紀』のこの一段における事件の記述はとりわけ詳細である。事件は、まさに李世熊の「吾郷」、吾里」の現場で展開された動きにはかならなかった。この事件及びその前段となる動きに関する『紀』の多面的な叙述、約2000字を以下に訳出する。当該の部分は、「志」の割註とともに彭妃の活動に関する他に類例のない資料でもある⁽¹⁴⁾。

この月(順治4年6月)6日、鄖西王が起義して建寧府を破り、清朝の兵士と官吏とを捕えて全員を殺した。建寧府の属県は皆降伏した。ただ浦城県(建寧府)だけはなお清軍の支配下にあった。邵武府下の「諸郷」ではいずれも「義兵」が起った。

黄通を殺害した寧文龍は、その後、〔歸化県〕下角里(下覚里を指す。以下、下角里のまま

で表記)の李仁・唐天養・鄧崑らと争いを起した。李仁らは16郷を連絡して上下二関(上関・下関からなる戦闘組織)を結成し、瓦子坪で戦ったが、敗北し、帰化県知県の戎政に控訴して寧文龍を官軍によって討伐することを懇請していた。当時、寧文龍には反逆の意図が見られたので、[清朝側は]副将高志貴を派遣し、三百騎を率いて「吾郷」(泉上)を經由して水西(県城東北90里の招賢里の水西村。招賢里は現在水茜に本拠を置く水茜郷人民政府の領域と重なるように思われる)に赴かせた。李仁を道案内とした。6月1日のことである。高守貴の軍隊は統制が行き届いていて騒動こそ起さなかったが、「吾郷」が軍隊に苦しむようになったのはこのときからである。清軍が水西に至ると寧文龍は根拠地を放棄して逃走したので、[清軍は]いたずらに水西と半寮方面の人家を焼き払っただけであった。寧文龍の弟寧泰宇とその一党の羅庭とは既に逃げ去り、[江西省の]石城[県]・寧都[県]から郷兵を連ねて報復を図った。

8月になると彭妃が[泉上里の]延祥村で起義した。彭妃は[明の]永寧王の長子の妃である。⁽¹⁵⁾永寧王の妃は[明の]汀州[衛]の李指揮の娘であった。江西方面で敗北したため、彭妃は汀州[府]に寄寓した。隆武2年(唐王の年号。清朝の順治3年)3月、[彭妃は唐王に]上疏して、永寧王父子が難に殉じた様子を申し述べ、[唐王は]詔を下して表彰し慰問した。彭妃はその幼子とともに唐王に拝謁しようとしていたが、まだ延平[府]に至らぬ前に、清軍が福建に入ったので、そこで[延平府]永安県[城]と[同県の]貢川方面に避難した。

[明の]敗軍の将の范継宸がこれを知って後を追⁽¹⁶⁾い、忠誠を表明した。継宸は山寺で落ちぶれて暮していたが、しばらくすると「吾里」(泉上里)の延祥[村]にやってきて、この間の事情を詳しく漏らした。この当時、人々の明朝を思う気持ちには強いものがあり、山深く谷険しいところでも[反清の]義軍を起すという話をすると大胆不敵にならないものはなかった。「一二の郷豪が」(「志」では「一二の無頼が」とある)とうとう密かに妃を出迎えた。

妃は継宸に軍事を担当させ、延祥[村]の楊禾を前鋒とし、「郷丁」を督率させ、急遽[汀州府の]帰化[県城]を攻撃した。というのは、当時、逃亡した[明の]官僚詹化翰が帰化県に長い間寄寓していたおり、彼が出会った読書人にしても庶民にしても[明に対する]忠誠と[清の支配への]憤りを抱かないものはなく、「義兵」がやってくれば、県城は戦わずして降ると判断していたからである。

8月9日午後4時、延祥[村]の「義兵」は「吾郷」(泉上里)を進んで羅坊[村]の塙²⁷⁶に駐屯したが、たった数百人しかいなかったので、「識者」は落胆した。帰化県城の城壁まで来ると檄文を[城内に]投じたが、[城内の人々の]士気は上がらず、さらさら内応する者はいなかった。

帰化県知県の戎政は密かに同県下角里の「郷兵」を動員して救援させた。14日、下角里の李仁が「郷兵」を率いて間道から帰化県に入り、[城内からも]城門を開いて延祥[村]の「義兵」を迎え撃った。「義兵」は驚いて逃走し、彭妃は洋源(帰化県の地名か)に奔った。李仁は[彭妃の「義兵」に呼応している]生員の王之楨を殺した。「義兵」に物資の援助を行ったからで

ある。そして〔之楨の〕弟の王世廉も、三溪砦で李仁の兵と遭遇し、また殺された。その後数日、〔清軍の〕汀州〔營〕もまた数百騎を派遣して帰化県〔城〕を救援させた⁽¹⁷⁾。松溪駅（松溪は清流県にある。6頁参照）に到着したところ、〔寧化県延祥村の〕楊禾らが、夜、其の軍營を襲い、官軍の騎兵25人を殺し、死体をずたずたにして逃走した。

この月（8月）22日、寧文龍と羅庭とは〔李仁ら「郷兵」側の〕下角の関を破った。空溪、小雅（帰化県下角里小瓦村。現在の小雅村）、大洋塘（下角里大洋塘村。現在の大洋塘村）から新地源（下角里地源村か）、石痕、小水（下角里小水村）、羅家坑、王地（下角里黄地村）、夏坊（下角里夏坊村）にかけて、十数郷が尽く灰燼に帰した。

〔8月〕28日、〔泉下里張家坑村に「土圍」をもつ〕張簡が兵200余名を率いて、「吾郷」（泉上）から寧文龍・羅庭に呼応し、魏坊峒（泉上里上魏坊村）に駐留し、夜間の通行者2人を殺した。9月1日、寧文龍・羅庭の兵3000余名が、突然、中溪（不詳）から「吾郷」（泉上）に現れた。「吾族の家累・輜重」（李世熊の同族の各家族と家財）及び「合里居民」（地域の全住民）はいずれもまだ移動しておらず、あわてふためいてなすすべを知らなかった。〔私〕李世熊はそこで自から寧文龍・羅庭のところに出向いて彼らを慰勞し、大量の穀物、牛肉と酒を醸出して其の兵士の軍糧とし、商店、「雜屋」（一般民家）、邸宅、寺院（←「寺觀」）に彼らを宿泊させた。「吾族」はようやくもとの落ち着きを取り戻した。

「吾郷」（泉上）に駐屯すること3日、寧文龍・羅庭は〔私〕李世熊〔の働きかけ〕の故に、その兵士たちを規制して〔住民に〕害を与えないようにさせた。

9月4日、寧文龍は軍營を撤去して水西に、羅庭も軍營を撤去して、烏村〔泉上里の烏村〕に出た。6日になると、羅庭が復た「吾郷」（泉上）に戻り、手兵2名を失ったのは、茶園背（不詳）の李清甫の殺害によるものだと、彼になんくせをつけようとした。〔私〕李世熊が懸命に調停を行ったので、難を免れた。羅庭はそこで軍を率いて木石坑（不詳）に赴いた。

すると、廖心明と黄徽任の兵が復たやってきた。始め廖心明らは寧文龍を助けようとしていたが、水西まで来たとき、寧文龍がすでに下角〔の関〕を撃破していたので、水西に駐屯した。彭妃が詹化翰を派遣して彼らを〔自陣營に〕招いたので、そこで彼らは、「吾里」（泉上里）を経由して蓋洋（帰化県柳楊里蓋洋村）に駐屯し、彭妃と面会した。数日して、黄徽任の^{テツ}侄の黄朝用が復た兵士数百人を率い、「吾郷」（泉上）に二晩宿泊し、それから蓋洋に出て廖心明・羅庭と合流した。〔この間〕諸郷（泉上周辺の諸村）の穀物・畜類を数え切れないほど費消し、〔軍〕票を用いて（←行票）硝石（←硝黄）や騾馬を徴発し、百両、数百両と銀を要求した。富家（←殷戸）で免れることができた者はいなかった。

詹化翰もまた義兵間の連携をとるといふ名目を掲げ、余家坪（現在の将楽県南部・明溪県境の余家坪村）、嘗坪（現在の明溪県北部・将楽県境の常坪村）、白蓮（現在の将楽県南部・明溪県境の郷人民政府所在地白蓮）、三溪（全上地域の三溪村）などで「富民」を掠奪した。盗賊よりも劇しかった。惟だ「吾郷」だけは^{テツ}大義名分（←名義）を掲げて〔相手を〕籠絡したので

害毒を被ることを免れた。

このとき、新建王が義兵を起して〔延平府の〕沙県を破り⁽¹⁸⁾、〔延平府〕永安県の徳化王もまた義兵を起して〔延平府〕将楽県を破り、洋源（現在の将楽県南部・明溪県境の洋元村）の謝伯元を軍師とし、羅庭を招いて共同で事に当たらせた。羅庭が去ると廖心明の軍は益々孤立し、帰化〔县城の清軍〕への援軍も大挙集結した。

10月になると、廖の軍は蓋洋（帰化県西部柳楊里蓋洋村）から白蓮に出、詹化翰と会い、協力して帰化〔县城〕を攻めた。〔廖・詹らが〕鐵嶺（帰化県城東北興善里鉄嶺舗村。現在の将楽県最南端の鉄嶺村）まで来たとき、官軍は逃げた振りをして待ち伏せ、数騎で〔廖・詹らの〕陣営に突入した。すると、廖・詹らは圧倒されて散り散りに逃げた。彼らが掠奪した諸郷の財貨（←金帛）はことごとく官軍の手に委ねられた。

彭妃は廖心明らとともに〔江西省の〕石城県に逃走し、詹化翰は余家坪で郷民に殺された。当時、朱和尚もまた数百の兵を率いて「吾郷」（泉上）経由で帰化県の西部を攻めたが、官軍の兵士が待ち伏せて殺した。楊禾兄弟もまた敗走した。

そこで、清軍汀州〔營〕の副将高守貴は兵を率いて来たり、諸郷で義軍を起した者を問責した。寧文龍と張簡はついに投降した。官軍の兵士は蓋洋〔地区の人々〕を皆殺しにし、木石坑（不詳）を掠奪し、高地（不詳）を攻めた。紫雲台（不詳）・林畚（現在の清流県北部、寧化・明溪県境、郷人民政府所在地の林畚）ではいずれも金子を〔官軍兵士に〕に贈った。松溪（現在の清流県北部、郷人民政府所在地の嵩溪）に駐屯すると、延祥村（寧化県泉上里延祥村。現在の同県東端、清流県境の延祥村）の「郷民」もまた金子を贈った。にもかかわらず、〔官軍側は〕一騎兵を派遣し延祥村の砦を焼いた。〔延祥村の〕楊禾は釈放して不問に付した。「吾郷」もまた〔金子の贈与などの〕策を講じて事を取り繕い、まきぞえになるのを免れた。

この月（10月）羅庭が将楽県〔城〕に駐屯し、県城の質屋（←當舖）を掠奪した。住民は身をすくめた。まもなく羅庭は〔彭妃側に立つ〕順昌県（延平府順昌県）の「郷兵」を率いて順昌県城を包囲したが、長い間陥落しなかった。11月になって地下道を城壁の下に掘り、撃破した。〔羅庭は〕兵士に大規模な掠奪をやらせたので、〔彼らは〕数えきれない婦女や財物を獲得した。兵士たちはその欲望を満たすと、それぞれ金を持って家に帰ろうと考えた。羅庭はこのことを察知し、計を設けて、その先鋒をつとめていた姜某・頼某を将楽県で殺した。兵士たちもまた離反の気持ちを抱くようになった。かくして婦女を連れ密かに隊伍を逃げ出す者が往々にして出、羅庭も禁ずることができなかった。

戊子の歳（順治5年）正月12日、羅庭の部下の兵士である鄧夏・胡検らが獲得した婦女や物資を携え、相連なって「吾郷」（泉上）にやってきた。〔吾族〕の不肖の子弟はその色香と物量を羨み、これは道ならぬ手段で獲得したものだから、道ならぬ手段で取り上げてよい、と考え、無頼たちを率いてその婦女や金品を奪取した。〔私〕李世熊は歳貢生への推薦を辞退したため、汀州府や寧化県〔の清朝行政当局〕から疑惑をもたれており、一層門を閉ざして世間から遠ざ

かるようにしていたので、郷里の利害（←「郷梓利害」）は放置したまま顧みなかった。

〔正月〕22日、彭妃は、范継宸、廖心明、金某、梁某ら数千人とともに、石城県から禾口（寧化県城西40里の龍上下里禾口村。現在の郷人民政府所在地の禾口）、中沙（永豊里中沙村。現在の郷人民政府所在地の中沙）、烏村（泉上里烏村。現在の郷人民政府所在地の湖村）、虞欽（不詳）、鄧坊（泉上里鄧坊村。烏村の東方、泉上の東南方）に出、〔泉上里の〕延祥〔村〕に至って駐屯した。〔正月〕25日、羅庭の部下の兵士孫某、連某が、また数百人を率い、それぞれ掠奪した婦女や家財を携えて、将楽県から「吾郷」（泉上）に來たり、以前に彼らの〔婦女や〕物資を奪った者をとがめ、もとの所有物を奪い返すまで終日搜索した。「吾郷」がその守りを破られて再び停滞を脱することがなくなったのは、このときに始まるのである。

2月、羅庭は順昌県を失い、将楽県から洋源（現在の将楽県南端、明溪県境の洋元村）、木石坑（不詳）に走り、「吾郷」（泉上）を経て泉下に駐屯し、邱某の妻たる官氏を強奪し、邱氏の宗祠で婚礼を挙げた。そして軍糧や現金を取り立て、道理のない要求はとどまるところがなく、「吾宗」と雖も免れることはできなかった。2月22日、廖心明・金某らは〔泉上里の〕延祥村から「吾郷」（泉上）に軍営を移した。羅庭は撤兵して帰化県に赴き、その県城を奪おうとしたが、防備が整っていたために退き、再び将楽県に赴いて、漠舖（不詳）に至った。徳化王は〔羅庭が〕自分を排斥することを憎み、楊某とともに羅庭をなきものにしようとして計画し、その部下の兵士をことごとく殺害したので、羅庭の一角は滅亡した。廖心明、金某らは「吾郷」（泉上）に3日間駐屯した。たとえ人の行くこと稀な場所であっても悉く〔その〕蹂躪に遭った。しかし〔廖らが〕「吾郷」から雷澗（現在の明溪県西部、寧化県境の雷埂か）に出たところ、〔清軍の參将〕王夢焜が邀撃した。彭妃は捕えられ、廖心明は妃の子を背負って石城県に逃走した。官軍の兵士は雷澗を焼き、廖・金らを追い、「吾郷」を經由し、馬のたづなを繋ぐことなく、寧化県城に帰還した。彭妃はまもなく勅命により汀州〔府城〕の靈龜廟で絞首刑にされた。

以上が彭妃の起義をめぐる『紀』の一段の叙述である。この反清朝の軍事行動は、李世熊の「吾郷」たる泉上里、あるいは泉上の地域社会に多大の影響を与えた。明の永寧王の長子の夫人である彭妃が、武官である父の任地——汀州府に寄寓した後、反清の軍を起こした地点は、泉上里に属する延祥村であり、かつ、この村の楊禾なる者が、「郷丁」——地元の壮丁数百人を率い、先陣をつとめた。

寧化県招賢里水西村・建寧県半寮一带に地盤をもつ土豪寧文龍・弟寧泰宇とその率いる集団に属する羅庭は、彭妃の起義に呼応し、「吾郷」（泉上）に駐屯し、兵力と物資の徴発を行なった。寧化県人と目される廖心明・黄徽任も彭妃を支援しつつ、「吾郷」で家畜を含む物資の徴発を行った。寧化県の張簡も、「吾郷」（泉上里）で寧文龍とともに活動した。帰化県人で明朝の官僚であった詹化翰、明の敗将たる范継宸も呼応した。詹化翰は将楽県方面で「富民」からの激しい掠奪を行った。

これらの反清勢力の活動を弾圧するため、すでに彭妃の起義以前から寧文龍の集団に対する攻撃を開始していた清軍は、寧化県及び帰化県に入り、反清の義軍に関わった者を査問し、地区によって、あるいは屠殺を、あるいは掠奪を行った。このため、帰化・清流・寧化三県下の村々では、たとえば寧化県泉上里の延祥村などのように現金を支払って被害を免れた。他方、寧文龍らの集団に敵対する帰化県下角里の李仁らの集団とその戦闘組織である上下二関は、当初の寧文龍らとの軍事衝突で敗北し、清軍による寧文龍の討伐を帰化知県戎政に要請し、その進駐を招いた。下角里の李仁は、のち「郷兵」を率い、反清の義軍に関わったとみなされる生員王之楨・世廉兄弟を殺害した。

以上のように、彭妃の起義に呼応した反清義軍の駐屯自体が地域社会にとっての負担であるとともに、一旦義軍に呼応した集団による掠奪が退潮期には行われたこと、また、義軍を出した土地に清朝の軍隊が弾圧を行ったりすることも、地域社会に打撃を与えた。すなわち、彭妃の反清起義は、呼応したいくつかの集団や清朝の軍隊の動きとともに、李世熊の「吾郷」（泉上里、あるいは泉上）の地域社会にとっては、多大の人的物的被害をもたらす要因になったのである。

たしかに、李世熊は、上の訳文中に「この当時、人々の明朝を思う気持ちには強いものがあり、云々」と言い、また、旧明朝の官僚詹化翰が、「出会った読書人にしても庶民にしても〔明朝に対する〕忠誠と〔清朝の支配への〕憤りを抱かないものはなかった」という判断をもって、と記す。また、李世熊は、清朝に反対し明室を擁護するために武装蜂起した勢力を「義軍」と呼ぶ。さらに、『紀』をふまえて李世熊自身が書いた「志」（『康熙寧化県志』巻七「寇変志」）において、明朝に殉じて毅然たる態度で死に就いた彭妃の最後が、当該部分の割注の中で肯定的に叙述されている〔拙稿(一)参照〕ことも想起される。

しかしながら、『紀』では、そして「志」の本文でも同様であるが、彭妃に関わる一連の動向が、総括的には「寇の変」という範疇の中で把握されている。今触れた彭妃の最後を肯定的に記す割注に対応する部分は、『紀』にはない。明朝を支持する動向への李世熊の肯定的評価は一貫しているとみなされるが、『紀』の叙述の基軸にある問題関心はあくまで「吾郷」の存立、それを前提とした「吾族」の安泰にあるといえよう。その意味で、上記の訳文中に下線で示した李世熊の三つの発言は注目される。第一は、彭妃の起義に先立つこと二ヶ月、順治4年6月、寧文龍鎮圧を目的として副将高守貴麾下の清軍が泉上経由で水西に派遣されたことを記した箇所、「吾郷」が軍隊に苦しむようになったのはこの時点からだ、と述べたもの。第二は、順治5年正月25日、寧文龍一党の羅庭の部下孫某らが泉上に入り、掠奪物を「吾族」の「不肖の子弟」と「無頼」たちに奪われたことへの報復を行ったことを記して、「吾郷」がその守りを破られて再び停滞を脱することがなくなったのは、この時点からだと言ったもの。第三は、この報復のきっかけとなった同年正月の「吾族」の不肖の子弟の非行に際して、世熊自身が清朝行政当局から疑惑をもたれていたもので、郷里の利害を放置したまま顧みることができなかった、

と述べたもの。この三つである。

これらの発言には、明朝から清朝への交替という全国規模の政治的変動にも関わらず、李世熊の問題関心は、第一義的には、この変動自体にはなく、その「吾郷」、その「吾族」に強く注がれていたことが、端的に表明されているといえよう。

四 清初における地域社会の分化

順治5年(1648)、江西に起った金声桓・王得仁の反乱、いわゆる金王の変から、康熙13年(1674)、前年の雲南での呉三桂の乱を受け、15年(1676)まで福建で続いた耿精忠の乱、18年(1679)頃、福建をはじめとする東南沿海地方に影響を与えた鄭成功の軍事行動に至る時期は、『紀』の続く部分及び『後紀』が叙述の対象とした時期と重なる。李世熊は、そこで、やはり、「吾郷」の存立を維持し、「吾族」の安泰を志向するという観点に立つ記述を続ける。従って、そこでも、外側から迫って来る「寇」あるいは「賊」の動向が内容の大きな部分を占める。しかしながら、この時期に関する記述の中で、非常に特徴的なのは、「吾郷」・「吾族」内部での社会的矛盾の問題である。これらは、「志」では、ごく簡潔に触れられるか、あるいは全く触れられていない。ちなみに、この間、「吾郷」・「吾族」の外側から迫って来た諸集団の性格は、清軍の中核として明を支持する諸勢力の弾圧に当たったのち、明側に寝返り、やがて清軍に敗北した金声桓・王得仁や耿精忠らの複雑な動きを反映しており、単純には整理できない。

その正月に金王の変が起った順治5年、「三月にして吾郷に邱民滋の乱有り」と『紀』は書き起す。「志」が約60字で「泉下里」の乱として簡潔に記すこの事件は、泉上里の西北に隣接する泉下里の邱民滋によって起され、泉上里をもまきこんだところの、李世熊にとっては、いわば内部の反乱であった。『紀』の叙述は約430字で、きわめて詳細である。なお、上述のように、「志」には「泉下里」の乱とするものの、『紀』では泉下方面に関する記述には、「泉下里」の語を用いず、すべて「泉下」とし、また、泉上方面については、ほとんどすべて「吾郷」の語を用い、1ヶ所で「泉上」と表現している。事件は、多くの村を包括する面としての泉下里と、同じく多くの村を包括する面としての泉上里との間ではなく、スポットとしての泉下とスポットとしての泉上との間で起ったものであった。

「〔邱〕民滋は、本より妄庸にして乳臭なるも、四郊の靖からざるに乗じ、群凶〔民滋を〕擁して之を北面せしめ(首領に擁立し)、衆を聚むること数百人に至る。此に借りて剽劫の計を為す。城を攻め地を略するの志有るに非ざるなり。」

『紀』はこのように述べている。金王の変下の不安定な社会状況に乗じて起ったこの反乱は、政治的性格をもつものではなく、掠奪を目的とするものであったというのである。続く一連の

『記』の叙述からも、この反乱の性格を明らかにすることは容易でないが、この反乱が泉下・泉上の両地域間の対抗とそれぞれの地域社会内部の矛盾を示していることはたしかである。邱民滋らの活動が始まると、まず、「錫薄（発音の一致から錫箔を指すとみなされる）を治むるを業として吾郷（泉上）に寓していた」ところの「浙人の李明宇」が「其の徒（徒弟）の李時と隙有り」、「因りて〔邱〕民滋に投じ」た。

他方、「〔李〕時は諸少年六十人と結んで義兄弟と為れり。意は明宇の変を防がんとする者の若し」であった。

ここにおいて、李明宇に率いられた泉下の〔邱〕民滋の党数十人が「吾郷」（泉上）の李時及び諸少年六十人と武力で争い、〔邱〕民滋がさらに泉下から数百人を「吾郷」（泉上）に派遣して「所謂六十兄弟なる者を搜緝し、因りて官屋を焚き、⁽¹⁹⁾ 数人を殺傷し、民舎を毀し、擄劫を被むる者数十家なり」という抗争が発生した。

さらに、その翌日、「泉下の無行の諸生、明（民）滋の為に游説すれば、其の気焰〔の故〕にして吾族の無識なる者之を信じ、六十人に賄百二十金を輸することを科せしむ」という事態に発展した。以後、二ヶ月の間に、「凡そ泉上の侵剝・擒拷に遭う者は、会計するに、破る所二千金（銀2000両）に近し」という掠奪が行なわれた。

ここには邱民滋、及び邱民滋に率いられた「衆」数百人という泉下の一大勢力の形成を背景として、一方で泉下の邱民滋の党数十人と寄寓先の泉上から民滋の下に投じてそれを率いる李明宇、他方で泉上の李時とこれと義兄弟の関係を結んだ少年六十人という対抗が見られる。これは泉下対泉上という地域間の対立の様相を帯びている。かつて順治2年10月、「粵寇」の来襲に際し、李世熊の出した方針の下に相呼応して、それぞれ郷兵を組織した泉上・泉下両里の連帯の姿はここでは見られない。

それとともに、右の抗争を誘発した主人李明宇と従弟李時の争いが、本来は泉上という地域内部の対立であったことも見逃せない。さらに泉上の李世熊の一族にも分化が見られた。泉下の「無行の諸生」が「李明宇の為に游説し」た折り、泉上の李世熊の同族の一部、すなわち「吾族の無識なる者」が邱民滋の側に付いたが、他方、その主要な部分には、「吾宗皆砦を以て家と為し、足迹敢えて市衢に及ばず。其の懦軟にして人を済う無きこと此くの如し」といわれるように、砦に籠もったままであり、抗争の展開を敢えて阻止しようとはしなかった。

ところで、李世熊は、その手になる『寨堡紀』では、その一族が砦に籠ることを必ずしも否定的にとらえているわけではない。また、この砦は、彼の一族のみが排他的に入り得るものでもなかった。たとえば、順治9年に工事を開始した麻布峯の「堡城」ができるまでの間、李世熊一族の堡寨であった蓮峰寨の拡充について、彼が次のように記しているからである。

「戊子の年（順治5年。1648）、変乱益ます劇しく、吾宗、威な砦を以て家と為す。是に于いて馬道を石切り、木操を増し、東・南両つの城楼を建て、而うして砦勢益ます壮なり。三、

四年の間、工は万（述べ1万労働日）を以て計り、資は千（1千両）を以て計る。（中略）余は惟だ工を助くること三日なるのみ。稽察惟れ謹み、巡督惟れ厳しきに至りては、皆“吾宗”の一輩の賢子弟、諸姓を倡領し、炎寒を問わざるなり。是を以て砦規整肅にして、四方に聞こえ、頗る隣奸の志を銷す。」

しかしながら、すでに触れたように李世熊は、「吾族」、「吾宗」が邱民滋の反乱に際しては自からの安全を守ることにのみ腐心し、「吾郷」たる泉上の利害から遊離する傾向にあり、しかも、他方では、「吾族の無識なる者」がこの反乱の側に立ち、族内の分裂が起ったことを指摘する。この面でも泉上の地域社会の矛盾が浮かび上がってきたのである。

邱民滋の反乱は、翌四月の十六日、清朝の側に立つて活動していた、かの李仁指揮下の帰化県下角里の郷兵によって鎮圧される。「里中」から、寧化県知県と汀州駐在の総兵官を指すとみなされる「防将」とに報告がなされ、彼ら清朝の地方当局が李仁に邱民滋の逮捕方を命じたからである。

邱民滋の反乱と共通の側面をもつ動きが泉下・泉上の両地域で再び発生するのは、4年後の順治9年（1652）である。この間に、次のような動きがあった。

5年8月には、反清の志向を共有する広東の「寇」張・黄と泉上里延祥村の楊禾との抗争。

6年2月には、金・王の側に立っていた郭天材の敗兵集団の寧化県城襲撃。

同年9月には劉・李を名乗る広東の「寇」の寧化県の避難地温家山（現在の清流県北部の温家山村）への突入と掠奪。

順治7年には、県下招賢里水西村の土豪寧文龍の弟で、兄とたもとをわかった寧六郎が「吾郷の奸細」の手引きにより、傅家山（不詳）に入り、「吾郷」（泉上）ではこれに対抗するため、「初めて議して郷兵を点集」した。（郷兵は、上述のように、順治2年10月、李世熊の提案で、「泉上下里」で組織されている。「初めて」とは、以来、長期間、未組織であったことを示すものであろう。あるいは、泉上地域単独では最初ということかもしれない。）

同年10月末、旧明軍の將校張老虎らの率いる「四營頭の賊」が、領関（不詳）及び温家山に突然駐屯し、12月30日、蓮花峰（寧化県の泉上南方。「泉上の望山」と称される蓮花纂。注（8）参照）から烏村（泉上里烏村。前出）に出、岩洞に避難した烏村のほとんどすべての村民を焼殺。

順治8年2月、清朝の官軍は寧文龍の討伐を開始、水西（招賢里水西村。前出）からその本拠地の半寮（現在の建寧県半寮村。前出）に迫る。前年、寧文龍は、邵武府建寧県駐在の清軍「防将」魯雲龍の自己に対する誅求と殺害の企てに抵抗して魯を殺害した。そのため汀州総鎮王之綱が遊撃龍得雲を派遣したものである。寧文龍は、半寮から、泉下里中心部（今日の泉下）を経て、泉下里頼田村に宿泊、さらに泉上里中心部（今日の泉上）を経て木石坑（不詳）に出

る。官軍は「吾郷」(泉上)の魏坊洞(上魏坊村)に進駐、寧文龍を追跡した。龍得雲は、沿道の各所で、その地の人々を寧文龍の一党に撥し、多額の賄賂を請求する。王之綱自身の率いる官軍は張坊(招賢里張坊村)等に駐屯し、半寮附近40・50里以内の住民を無差別に殺害し、婦女子を虜にして身代金を請求した。

2ヶ月経ち、官軍が引き揚げた後、寧文龍は、自己を苦況に追込んだ原因が故黃通の生き残った兄弟たちにあるとし、四営頭の「賊」に加わっていた林珍・黃徽任・黃朝用の兵を動員して、黃氏の本拠地である留猪坑(永豊里の村。前出)村を襲撃させた。黃氏の側は清軍の出動を要請して対抗した。

同年9月、かつて明の徳化王に従って起義し、敗北後、将楽・帰化県境にあった呉一星は、いったん寧文龍に招かれたが、寧文龍の不実から、林珍・黃徽任とともに、寧の下を去る。

同年10月、清朝の官軍は、呉・林の軍を追撃する過程で、「吾郷」(泉上)の羅坊の嶺に3日間滞在し、その経費はすべて「吾宗」、すなわち李世熊の同族の負担となった。官軍のうち、汀州鎮総兵官(←「汀州鎮將」)王之綱の「親兵」は寧文龍の本拠たる水西村に駐屯しつつ、黃氏兄弟の指示のままに、各郷を「賊」、「寧党」と呼び、激しい掠奪を行なう。この過程で寧文龍は逃走し、行方不明となった。『紀』にも、「志」にも、以後、寧文龍の登場を示す記載はなくなる。

同年12月30日午前には、林珍の軍隊が蓋洋(不詳)に入ったとの情報があり、「吾郷」(泉上)の住民は午後には砦に籠った。

以上のように、清朝官軍と寧文龍との衝突を基軸とする一連の動きが、明の敗軍「四営頭の賊」の動きを絡ませながら展開し、この中で各地における官軍側の激しい掠奪が行われ、李世熊一族も上述のように経費負担に苦しんだ。そして、順治9年を迎える。

順治9年の正月6日、水牛2頭をかりたてていた二人の「賊」が、「吾郷」(泉上)内の「巡夜」当番に発見されて逃亡するという事件が起ったが、この牛は泉下の呉月・呉光の所有物であった。5月6日には、「四営頭の賊」が巫下蕪村(県北部の龍下里)に駐屯したとの知らせが入った。故黃通の弟で、生き残った黃通兄弟の中核であった黃允會は、かつて黃通が結成した武装組織長閔を動員して「四党頭の賊」の防御に当たったが敗北した。7月になると寧〔化県城から〕のたいまつをもった使いが危急を告げに到来し、「此の賊(四営頭の賊)、必ず泉上下に出でん。蓋し土賊の郷導甚だ力むればなり」と述べた。そこで「吾(李世熊)は親ずから郷人に諭して、悉く率いて砦に入れ、厳しく備えを為し」た。「土賊」、すなわち地元泉上・泉下の「賊」を巻き込んだ来襲が予想された。地域社会の分裂はここでも見られた。李世熊は『紀』の後文で、事件を振り返って、「^{キン}磔は二牛に發し、而うして殃は万室に播^{ひろ}がる」と言い、事件の結末に触れて「呉月・呉光は旋いで^節ち^節に戮死すると雖も、豈良民の恨みを雪ぐに足らんや」と述べている。「巡夜」に見咎められて牛二頭を失った呉月・呉光の両名は「土賊」の一員で

あったものと見なされる。

7月12日、「四営頭の賊」は全軍（←「全営」）で泉下に到着した。泉下の「郷人」は急遽南和砦に入った。この時、「諸生の邱翰、富戸の邱善は、賊の獲る所と為り、孝廉（挙人）の継室の楊氏は病を以て害に遇うも、余は皆脱し」た。「賊」は「村に入り」、南和砦の「衆声の殷雷の如きを遠くより聞き」、村の内部における住宅の密集、防壁の堅固、砦への進入路に坂が多いことなどから、この砦にはあえて進駐しなかった。しかしながら、他方で、「邱氏の家賊」が、我が身を差し出して人質とし、他に人はいないことを〔四営頭の賊に対して〕保証したため、「是に于いて〔邱氏の〕宗祠を焚き、数十宅を延焼し」た。ここでも「家賊」、つまり「家」の内部の「賊」の存在を確認し得る。

泉下に一泊しただけでこれを放棄した「四営頭の賊」は、泉上に入ってきた。第1章で引用した次の一句は、この時のことを記したものである。

「吾郷（泉上）の羅坊〔村〕官衙坊〔村〕に抵りて下営せり。二村は各おの出口有りて清〔流泉〕帰〔化県〕の諸村落に達すればなり」。

ここから、またも、地域社会の分裂を示す動向に乗じた掠奪が開始された。泉下の人々のうち、南和砦に立て籠らず、「四営頭の賊」とともに活動した部分が存在していたのである。

「而うして泉下の邱・雷・呉の三姓の賊に附する者三百余人、自から一営に合し、賊の指縦するところと為り、謝坑（泉上里謝坑村）・赤嶺頭（不詳）・路下（不詳）の三砦を破り、男婦百十を略し、皆、票に批して（軍票に書き付けて）贖を索む。数郷の米豆器物は、泉下の〔三姓の賊に附する〕人、皆^{コン}捆負して羊角砦に頓貯す。吾郷並びに李坊・官坊・羅宅の千百宅を焚く。」（「吾郷」とは、ここでは、スポットとしての泉上を指す。9-12頁参照）

「自から一営に合し」て「賊」の一翼を形成した「泉下の邱・雷・呉の三姓の賊に附する者三百余人」について、『紀』は、さらに次のように述べている。

「賊魁に劉大勝なる者有り。特に吾に一書を投じて云う。（中略）宅を焚くが若きは尤も本意に非ず。乃るに新充の兵子、各おの私怨に報わんとし、屋を逐いて火を挙ぐ。如とえば公（李世熊）の書館（私塾）は、初め火発すると聞き、急ぎ兵丁を遣して救熄せしむるも、次日、新充の兵子、又竊かに之を毀せり。罪は愚輩に在らず、云々。新充の兵子と謂う者（は）、即ち邱・雷・呉の一営なり。其の後邱翰・邱善、各おの金を^{わた}賣えて命を贖わんとす。善は費すこと三百余両に至り、賊は皆之を^{ゆる}釈す。而るに族人の邱丑、賊の⁽²⁰⁾為に号簿を掌る者、独り許さず、賊を^{そそのか}嗾して金を納めて皆之を殺さしむ。其の狼忍なる此に至れり。」

引用の前段は、李世熊の声望を知る賊の首領の一人が、世熊の書館の放火・破壊を制止したが、私怨に報いつつあった泉下の三姓出自の隊伍がそれに逆らって破壊を行ったとし、結果として、泉下の三姓と泉上の李姓との間に何らかの矛盾が存在していたことを示す。「是の時、天下の人、盜賊と雖も亦た寒支（世熊の自号“寒支道人”に基づく）有るを知るなり」（『臨汀彙攷』巻2・人物伝所収の藍鼎元「寒支先生伝」）というこうした評価を裏付けるエピソードは、『紀』の他の箇所にも見られる所であるが、泉下の三姓出自のこの隊伍とは無縁であった。

引用の後段は、泉下の内部で、しかも邱姓の内部で、生員邱翰・富戸邱善と賊に加わった邱丑との間で厳しい対立があったことを示す。『紀』には、さらに、「此の輩、毒蛇猛獸の如く、^{ゴウベイヤクサイ}囓噬攫罔を以て天性と為す。四端五倫、漸滅して尽くるに至る。今、但だ加うるに賊の名を以てするは、之を誉めざらんか。」とあり、李世熊の三姓出自の隊伍への激しい怒りを伝える。

その後また県内外の「寇」・「賊」の活動は断続する。

順治9年には、9月から12月にかけて、泉上里臨田寺の僧兵の首領に対する清軍の鎮圧があった。かつて故黄通統率下の軍事組織たるかの長関の千総を勤めていた臨田寺の僧侶で、一時羅坊村の寺院の檀越を虜にするなどの行為により、「吾郷」（泉上）の怒りを招いていた即登が誅殺された。また、即登の清軍による誅殺の後、臨田寺の堡を拠点に「亡命を招納し」たり、泉上里黎坊村を掠奪していた僧侶の善度が獄で死んだ〔拙稿（一）参照〕。

順治12年10月には、9年12月の清朝官軍による臨田寺の堡攻撃の際、官軍の手引きをつとめながら、僧侶たちからも賄賂を取って逃亡を援助するなどしていた故黄通の弟黄允会が清朝官憲に謀殺された。その部下が泉下里巫坊村で税糧の徴収に当たっていた諸生の巫建勛を殺害し、税糧を奪ったため、分巡漳南道郁之章により、親兵150人とともに上杭県城まで誘い出され、ここで謀殺されたのである。翌順治13年正月14日には、汀州鎮の官軍が、黄通・黄允会の拠点であった永豊里留猪坑村を攻撃し、黄允会の弟黄赤・黄沙禾を謀殺した。ただ、黄氏兄弟のうち、黄冬生・黄素禾は広東に逃亡した。黄允会は、これに先立ち、順治10年に、汀州鎮総兵官王之綱によって、清軍の標官〔将校。「志」による。拙稿（一）参照〕に任命されていた。同年10月17日、黄允会は、兄の故黄通指導下の抗租反乱が起こる以前の小作慣行、すなわち、田主側に有利な旧来の量器の容量を回復するという名目で「〔県〕城中の大戸と和を議し」、田主40人を永豊里中沙墟に招いて虜とし、莫大な身代金を取り、諸生頼朝会を殺害していた〔「志」。拙稿（一）参照〕。田主たちに厳しく敵対するという黄允会の姿勢は、黄通の反乱時と変わらない。そこにかつての反乱時の空気が偲ばれる。しかしながら、田主に有利な旧慣行の復活を掲げ、田主を誘って金品を巻き上げるという行為には、退廃が感じられる。

順治13年7月、泉上では、「賊」の来襲に際し、再び地域社会の分裂が見られた。

首領の名前の不詳な数百の「賊」が泉下・泉上經由で帰化県の沂州（下覚里沂州村。泉上東北方にあり、現在も同名の村がある）に赴き、この地を占拠し、住民の男女全員が拷問され、

身代金の要求にさらされた。「賊」が沂州を退いてから、謝氏による告発があり、清朝の汀州鎮は千総白慶祿・余養成を派遣し、官軍（←「兵」）を率いて賊の搜索・討伐に当らせた。官軍は直接泉上（「吾郷」）の積場（普通名詞と思われるが語義不詳）に駐屯した。その際、「奸民」がこの機会を借りて私怨に報いようとし、恣意的に住民を指名したため、搜索は際限なく拡大し、無実を訴えるすべもないという状況が現出した。

留坑（泉上里留亭村）の「郷覇」（地元のボス）たる官五もこうして訴えられた一人であった。そのかたきの家が匿名で厳しく逮捕するようにと官軍に告発したので、留坑では地域ぐるみで「吾堡」（羅坊村の堡を指すものとみなされる。12頁参照）に逃げこんだ。官五の妾の黄氏は、黄田（泉上里黄田村）の堡に身を寄せ、官軍に捕らえられた。惟だ官五だけは「吾堡」に隠れた。官軍はこれをかぎつけ、ありとあらゆる仕方でおどしをかけながら探索してきた。

李世熊は、官五が「姻戚」のものであり、罪を犯して自分の所に身を寄せてきたのではない以上、こちらから迫害者の下に追いやることは人としてなすべきではない、として、結局彼をかまくまま、一步も動じなかった。「郷の父老」は恐れおののいて、一日に十数回も李世熊の動静をうかがいに来た。李世熊は次のように言った。「官五を清軍に献上するのは得策ではない。官五がいなくなれば、〔清軍は〕それはそれでまた「吾堡」を許さないであろう。彼らはこちらが官五をかまくまったので同罪と考えるからである。しかしながら、私の考えどおりにしても、決してあなたがたに迷惑をかけない。というのは恃むところがあるからだ。〔清軍の汀州鎮総兵官〕王之綱⁽²³⁾は福建布政使の周亮工⁽²⁴⁾を最も敬慕している。この周亮工が口を極めて私を称賛したので、王之綱は〔私を〕慕うポーズをとり、子の制義を寄越して教えを乞いに来たことがある。彼が私に危害を加えることは決してない。また李知県もときどき私に手紙を寄せてくるので、この土地（←「吾地」）のためにならないことをしはしないだろう。報復をいう兵士たちは立ち退き料を要求しているに過ぎないのだ」と。

そこで官五が主として負担し、「吾郷」の二つの堡（スポットとしての泉上を構成する羅坊及び他の一村の堡か）が援助することによって百両を工面することにした。まず裕福な者から集め、ひいては李世熊の同族の祀田の小作料を用いて埋め合わせ⁽²⁵⁾をした。報復をいう兵士たちは、二度と官五を追求しなかった。

『後紀』のこの一段の叙述の最後で、李世熊は、次のように言う。

「而うして謝氏の指名する所〔の者〕は痛く恨めり。実は賊の謀主・郷導為りし者は、官蘭・官魁と曰いしが、汀帥（汀州鎮総兵王之綱）は反りて撫置して問わず。〔官兵は〕帰〔化〕・寧〔化〕界内を蹂躪し、月余にして乃ち撤兵す。」

ちなみに、この引用箇所は「志」の対応する箇所とほぼ同一である。

「奸民」あるいは謝氏と彼らの指名を受けた人々との間に存在していた対立関係のほか、「賊」

の一員となった官蘭・官魁のような人々と他の住民との対立関係が存在する。県外からの「賊」「寇」の進入、その鎮圧のため派遣された官軍の進駐に際して、泉上周辺の地域社会の側の内部の矛盾が顕著に現れてきたのである。

順治13年になると、順治5年に官の手で誅殺された「妖教」の徒、故頼子明の妻張氏といま一人の婦人とが腰条教を唱え、信徒数百人を集めて〔寧化県の〕董家嶺の堡に拠り、汀州鎮の官軍が二人の婦人を逮捕・誅殺した。この事件を挟んで6年後の康熙元年(1662)の夏、「本郷」(泉上)の地域社会内部から10数名の「喇棍」(ならずもの)が「市積(市場)を騒擾し、通里之に苦しんだ」ことに端を発し、30-40名の「諸棍」からなる集団——天罡^{てんたう}の反乱が起る(天罡は北斗星の異名)。地域社会の内部から公然たる反乱が起るということは、『紀・後紀』のこれまでの記述にはなかったことである。李祥というその首領は、李世熊の同族ではなかったが、「吾宗の不肖なる子弟数輩」、すなわち李世熊の同族に属する数人の反逆者たちもこれに参加していた。この反乱に際して、李世熊と「族兄」の李伯啓は密かに文書を寧化县知県(←「邑主」)送ったが、何ら実質的な対応はなく、李世熊は、自から「附近二十余郷を連合し、力めて保甲を行い、牌丁を約集することを倡議し、六月二十二日に賊党を駆逐した。さらに、その後によって来た清朝官軍の撤兵をめぐって、李世熊はまた地域社会と同族との利害を守るために活動することを迫られる。乱への「吾宗」の数名の関与や李世熊と「族兄」李伯啓の県への連絡の試みからすれば、反乱は当初スポットとしての泉上を中心に起ったとみなされるが、このとき施かれた防衛のための保甲が「二十余郷」にわたっていることからすれば、それは、泉上里全体に拡大していったものと考えねばならない。

康熙元年のこの泉上の「天罡」の反乱に関する『後紀』の詳細にわたる記事は、「志」には全く見られない。続いて『後紀』には、康熙13年から18年にかけての三藩の乱期における黄通・寧文龍らの遺党の活動と「吾郷」及び寧化県の状況に関する叙述が見られるが、これも「志」に見られない豊富な内容を含む。「天罡」の乱については、これらとともに、改めて立ち入った検討が必要とされる。しかしながら、ここに垣間見た「天罡」の乱の姿には、とりわけ順治5年の邱民滋の乱以来、李世熊とその「吾郷」、「吾族」が直面せねばならなかった状況、外部の「寇」・「賊」との矛盾とは別個に存在するところの、「吾郷」、「吾族」内部の顕著な矛盾が典型的に体现されている。

順治3年の黄通の抗租反乱は、県城内に住む黄通の同族の田主所有の土地が集中する永豊里留猪坑一帯のみでなく、県下の他地域の佃戸を巻き込み、黄通指導下の長関の組織は、周辺諸県にも広がった。しかしながら、第2章で見たように順治4年2月に至るまで、「泉上下両里及び寧文龍の部する所」は、黄通の指示に従っていなかった。この時期には見られなかった内部の矛盾の顕在化を通じて、李世熊が「吾郷」の社会統合の中核にあり、「吾族」の同族の統合においても重要な役割を果たしていたことが見えてくる。

む す び

明末清初の寧化県泉上、あるいは泉上里の地域社会における李世熊の活動は、その著『紀・後紀』を通じて見ると、その存立の維持に対してきわめて実践的であった。

「壬辰の年（順治9年、1652）、正月十五日、記す」とある『紀』の末尾、すなわち、「壬辰の正月初六日」の一事件から実質的に始まる『後紀』を執筆するに先立ってなされた『紀』のまとめにあたる部分を、李世熊は次のように書き起す。

「嗟夫。治日少なく、乱日多し。古えより之を慨けり。不幸にして身は極流に墜ち、戈鋌（ほこ）目に満つ。崇禎甲申而りして來のかた、家に暖席無く、一畝の宮（貧しい家）は軽きこと邸舎（はたご）の如し。然うして転徙頻りと雖も、宗党は恙無し。

遠きは論ずるに暇あらず。郷を環る四境、如えば、松溪、林畚、温家山、大陂、白葉、呉地、木石坑、雷澗、蓋洋、謝地、下角、延祥、鉄爐坑、謝屋坑、罕坑、招賢、柳家の諸郷、遠きは五六十里に過ぎず、近くは則ち二三十里なる、俘戮の惨、在在心を酸ましむ。而うして吾廬は僅かに天の幸いを邀え、賊或は咫尺相い望むも而れども犯さず、或は此の地を經過するも而れども擾さず。豈真に鄭公の郷、姜童の里にして、能く暴を反して慈と為さんや。抑そも蒼蒼私かに此方の人に福せんか。」

今日の地図に遺された地名を拾って、その寧化県泉上との直線距離を概算すると、清流県の松溪は30.6キロ、同じく清流県の林畚は16キロ、清流県の温家山は19.2キロ、明溪県（旧帰化県）の蓋洋は10キロ、明溪県（旧帰化県）の謝地は11.6キロ、明溪県（旧帰化県）の下各場に比定しうる下角は7.7キロ、寧化県泉上里の延祥は8.8キロである。遠いものとする50-60里は28-33.6キロ、近いものとする20-30里は11.2-16.8キロに換算できるから、ここに李世熊が列挙した地点と泉上との距離のおおよその見当がつく。それらの土地とは異なり、「吾廬」——李世熊の住居は、そして、李世熊の住居から6乃至5キロまでの圏内にあるとみなし得るスポットとしての泉上一帯の地域は「寇」、「賊」による惨禍を避けることができた。「吾郷」がかく無事だっただけではない。その「宗党は恙無し」、同族もまた打撃を免れた。この安堵の念の吐露の中に、それまで地域社会の存立維持のために行ってきた彼の活動の歴史が反映されている。

よく知られるように、伝記作者は李世熊の好学に高い評価を与えている。例えば、『清史稿』卷五百一・列伝二百八十八・遺逸二の李世熊伝は、先人の学問への関心に溢れた李世熊の作風を以下のように伝える。

「年八十にして、読書は恒に夜分に至りて始めて休む。六経・諸子百家、貫究せざる靡きも、

然れども独り韓非・屈原・韓愈の書を好めり。其の文を為るや、沈深にして峭刻、奥博にして離奇、悲憤の音、其の所遇に称う。古今の興亡、儒生の出処、及び江南北の利害、備兵・屯田・水利の諸大政を縦論し、輒もすれば慷慨歎歎し、^{シシシ}涔涔として泣下りて止まず。」

さらに、明朝の滅亡後は、「自から寒支道人と号し、屏居して客に見えず。微書累ねて下るも、固く謝して卻けり」というごとく、南明にも、清朝にも出仕しない態度を貫いたとする。このように、『清史稿』は、明朝滅亡以後の王朝権力に対する李世熊の拒否の態度に高い評価を与える。

注目されるのは、地域社会との関わりについて次のようなエピソードが記されていることである。すなわち、『清史稿』は「世熊既に文章・気節を以て一時に著われ、名大いに震う」とし、そのため、順治8年から9年にかけて、「〔江西〕建昌〔府〕の潰賊黄希孕^{ウツ}」、「粵寇」の「賊魁劉大勝」がその部下に李世熊の庭園や住居に手をつけさせることを厳しく禁じたとする。このうち劉大勝については第4章で詳しく触れた。『清史列伝』卷七十の李世熊伝も、同じ故事を伝えた後、「故に其の郷落残破さるるもの多きも、而れども其の郷独り全し」と言い、また「有司、世熊の故を以て、亦た恒に其の郷人の徭賦を薄くす」と述べる。『清史稿』はまた「世熊山居すること四十余年、郷人之を宗び、争いて決事に趨る」と記す。

しかしながら、本稿で『紀・後紀』を用いて見てきたところによれば、「郷人」と李世熊との関係は、李世熊が単に学者としての尊敬を得ていたこと、及び王朝との関わりにおいて毅然たる不出仕の態度を持していたことのみによって形成されたのではない。両者の関係は、李世熊の直接的関心「吾郷」の存立と「吾族」乃至「吾宗」の維持に注がれ、彼がこの関心に沿って、「寇」・「賊」と「郷」・「族」との間にある矛盾及び「郷」・「族」それぞれの内部にある矛盾のもたらした、一つ一つの具体的な事態に、具体的に対処してきたことによって形成された。こうした「郷」及び「族」に対する李世熊の実践的姿勢を彼自身が端的に表明しているのが、『紀』の末尾の先引箇所^{ウツ}に30字を置いて続く部分である。

「世熊曰く。

吾郷の兵端は乙酉・丙戌(順治2・3年)に見われ、^{ウツ}而後義旗波のごとく沸く。多く義を以て名づくも、而かれども盗の実を行う。他は論ぜず、其の^{ウツ}邇き者を論ぜん。吾閩の福寧州・興・泉・漳の如きは、則ち緝進反正す。建寧府・永安・沙県・将楽・順昌は、則ち宗室王を称す。大田・尤溪・武平・永定は、則ち郷豪を推立す。連城は、則ち故令を擁戴す。建寧は、則ち降りて建武に属す。千室百戸の郷に至りては、处处竿を掲げ、咸な明朝を奉ず。

時に于いて王侯将相、片楮(一片の紙切れ)もて符(徴兵令状)と為し、^{ウツ}僂子盧兒(おさな子)に撥すべき、にわか仕立ての軍隊、旄を擁して道に載(あふ)れ、富民を^{ウツ}擣剝し、弱姓を蚕吞す。会たま踵を接せずして官兵衝蕩し、城陥り壘空き、併びに井竈をして墳夷、万霊をし

て血肉たらしむ。哀しいかな。喪乱、多門を死せしめ、今之を自るとは。

吾郷華飾もて名を著せば、貪狼の羨む所なり。此の兵寇交ごも訂するに値りて、隣奸出沒し、隙孔尤も多し。爰として殆い哉。熊、熱血もて地に洒ぎ、醒眼もて時を哀しみ、壇に登りて衆に誓い、陰を設けて自雄し、的に衆射を招くを恐る。忠信は甲冑、礼儀は干櫓（大きい櫓と小さい櫓。『礼記』儒行）の道ありとか。又儒行に愧ず。綢繆（もつれあい）智殫き、毎に用って慨悼す。往観するに、田疇（三国）は法を徐無に約し、庾袞（西晋）は衆を禹山に保す。吾之を敬い之を慕うも、之に效う能わざるを愧ず。賊暴なるも周党（後漢）の城に入らず、黄巾は孫期（後漢）の舎を犯さず。吾之を敬い之を慕うも、之に效う能わざるを愧ず。

乃るに天の幸いなるか。屢しば族を聚めて歌哭し、邱墳を保有し、先沢をして流長せしむ。斯れ豈に人の力ならんか。假令日月遂に霽れ、霧霾頓に掃わるれば、後の温泉（宋代の温泉団、明代以降の泉上・泉下両里の意）を弔（原文は吊）う者、〔吾をば〕田・庾・周・孫と為さざらんや。貪夫にして不祥ならば、誰か能く此に当らん。後賢をして遺緒を考え、職ら思い憂わしむれば、則ち予の苦心伝わるなり。壬辰の年（順治9年。1652年）正月十五日記す。

第一及び第二段落では、明朝倒壊の翌年以來の「吾郷」をめぐる軍事・政治状況が概観され、第三段落では、「吾郷」の危機を克服するための自分自身の懸命な実践、儒教の範型や後漢初・後漢末・三国の先人の業績に及ばないのではないかという焦燥が表現される。第四段落では、順治9年（1652）現在の時点で、「族」の安泰が確保されていることへの安堵の念がまず述べられ、もし異常事態が完全に消滅し、「吾郷」における地域社会の存立とそこにおける「吾宗」の安寧が維持されれば、自己の貢献と困難な実践が後世に伝わるだろうと予測する。

本稿の検討内容と李世熊のこうしたきわめて率直な感懐の吐露とをあわせ考えるならば、李世熊にとっては、寧化県外からの「寇」・「賊」の侵入も、彭妃を典型とする反清義軍の蜂起も、さらに県内の土豪黄通の抗租反乱や彼による長関の組織化とその県内外への波及も、等価値をもつことがわかる。すなわち、それらは、「吾郷」たる泉上、あるいは泉上里、時に泉上・泉下両里における地域社会の存立とそこに内包された「吾族」の安寧を妨げるものとして同一の意味をもち、従って排除されなければならなかった。黄通の抗租反乱に即していえば、李世熊が、取租量器と販売量器の大きな格差をはじめ、租をめぐる田主側の不公正について客観的な認識をもち、田主の佃戸に対する処遇を「尊倨にして恩少なし」と厳しく批判していたことと、黄通による県城の攻撃、県内外での長関の組織拡大、さらに「吾郷」に対する長関支配の成立という一連の事態を厳しく斥けることとは、まったく別次元に属していたのである。

李世熊は、端的に言えば、「吾郷」——地域社会と「吾族」——同族とにおける社会統合の維持を企図していたのであるが、この統合が士人としての彼を担い手としていたことは、贅言を要しないであろう。また、この統合がその実現のための固有の物的基盤をもっていたことは、李世熊の同族による防衛のための金品の提供や祭田の租の支出の事実から明らかであろう。

以上が、本稿で明らかにし得たことである。もとより、これまで紹介してきた『紀・後紀』の内容とそれに加えた分析は、地域社会内部の諸分化の歴史的社会的性質を明らかにする上ではなお不十分であり、従って上記の社会統合の性格をより具体的に問うことも容易ではない。「吾郷」自体の内容把握にも推論が含まれ、「吾族」・「吾宗」についてはほとんどふみこんだ調査・検討ができていない。これらは、いずれも今後の課題となる。

ただ、「吾郷」と呼称される地域社会の分化のありかたや分化をもたらした契機については、黄通の抗租反乱で表面化した地主佃戸関係への理解を深めることの他、以下の一連の動きがあったことを改めて確認しておきたい。李世熊が「むすび」冒頭所引の述懐を行った4年前、順治5年の邱民滋の乱における泉下の「無行諸生」の働き掛けと「吾族の無識なる者」の呼応。順治7年の寧六郎集団の侵攻における「吾郷の奸細」の動向。順治9年の「四営頭の賊」の掠奪に際しての「土賊」の呼応や泉下「邱氏の家賊」と「邱・雷・呉三姓の賊に附する者三百人」の活動。順治13年の首領の名の不詳な「賊」の侵入に際して、「奸民」・「謝氏」が清軍に対し他の住民を告発したり、「賊の謀主・郷導」となる者が出現したこと。康熙元年の天呈の乱を起した「本郷」の「喇棍」10数名、その拡大の結果としての及び「諸棍」30-40人の存在。清初の地域社会における社会分化は、このような形で顕在化していたのである。この一連の動きのうち、社会分化をもたらしたこの時代固有の契機としては、天呈の乱の担い手となった「喇棍」「諸棍」など無頼層の存在とその市場での活動の検討を認識の深まりの糸口とすることができよう。明末以来、黄通の父黄流名、彼と「死党」を結んだ李留民や寧文龍は、「諸村落」で盛んに「剽掠」を行うとともに、石城の温氏と「市利」を争っていた。その姿はまさに無頼そのものである。抗租反乱で発揮された黄通の指導性もその父のこうした存在形態と関わるであろう。⁽³⁰⁾

「吾族」・「吾宗」については、李世熊の手になる先述の『寨堡紀』、『堡城紀』、『堡内両井掬水記』という有力な材料がある。いずれも李氏一族の堡寨の記録であることがその理由であるが、『堡城紀』が建設工事についての詳細な銀計算の資料を含んでいることにも注目したい。この地形上は山間部に位置するこの県での経済的状況が示唆され、分化の問題にも関わるからである。

注

- (1) (一)『名古屋大学文学部研究論集』59・史学20。(二)『名古屋大学文学部研究論集』62・史学21。(三)『名古屋大学文学部研究論集』74・史学25。以下、この三篇をそれぞれ拙稿(一)、拙稿(二)及び拙稿(三)とする。
- (2) 「中国前近代史研究における地域社会の視点 中国史シンポジウム『地域社会の視点——地域社会とリーダー』基調報告」(『名古屋大学文学部研究論集』83・史学28)
- (3) 三木聰は、1979年に「明末の福建における保甲制」(『東洋学報』61巻1・2号)、1982年に論文

「清代前期福建の抗租と国家権力」(『史学雑誌』91編8号)、1984年に王連茂「明末泉州的地租剝削と“斗栲会”闘争」の訳注としての「明末泉州の佃租収奪と『斗栲会』闘争」(『史朋』17号)、1985年に論文「清代の福建における抗租の展開」(『北海道大学文学部紀要』34-1)を公けにし、明末から清代にかけての福建省の抗租についての知見が大幅に拡大された。また、注(4)に記すように、筆者は、1983年、この時期の資料18篇の訳注・解説を行い、その中で4篇の福建省関係の資料と4篇の福建・江西・広東省境地区江西省側の資料とを扱ったが、この年、藤井宏は清代前期における田面権についての氏の理解を江西省に即して補足するため、論文「一田両主制の基本構造(八)」(『近代中国』13巻)を公表し、拙稿(三)及び注(4)に掲げた訳注での江西側の抗租資料に対する筆者の解釈を克明に批判した。さらに、谷口規矩雄は、1990年、論文「『金・王の変』とそれを巡る諸反乱」(『大阪大学教養部研究集録』[人文・社会科学]38輯)において省境地区江西側寧都・瑞金・石城三県の「田賊」と連合していた移住民の組織「客綱」の指導者の温応棠が明朝の挙人であった、という注目すべき指摘を行った。なお、藤井による拙稿・拙訳への詳細な批判についての回答は、十分な準備を必要とするので別に機会を得たい。

- (4) 筆者は、1983年、谷川道雄との共編『中国民衆叛乱史』4・明末～清Ⅱ・「抗租」において、当該時期の資料18篇の訳注・解説を行い、その中で4篇の福建省関係の資料と4篇の福建・江西・広東省境地区江西省側の資料とを扱った。
- (5) 『清史稿』卷五百一・列伝二百八十八・遺逸二の李世熊伝による。
- (6) 本稿において『紀・後紀』の地名を現在の県・鎮・郷・村名に比定するに際しては、いずれも福建省測絵局・福建省民政庁編『福建省地図冊』(福建省地図出版社 1982年1月第1版)及び中華人民共和国民政部行政区劃処編『全国郷鎮地名録』(測絵出版社 1986年11月第1版)によった。
- (7) 李世熊の属していた同族については、『寇変紀』及び『寇変後紀』のうち、本稿で取り上げる部分に断片的な記述があるほか、李世熊の手になるその同族の堡寨の記録である『寨堡紀』にも、明の嘉靖末年以来の堡寨との関係から見たその歴史が概観されている。また、その大半が李世熊の筆になる『堡城紀』にもこの同族の活動をうかがうに足る記述がある。それは、これら一連の李世熊の手になる文章が本来『李氏家譜』に付されてあった(『清史資料』第1輯における『寇変紀』など4篇の解題)とされることからして当然であるが、残念なことに、この家譜自体の存在は明らかではない。すなわち『寇変紀』等四篇を所蔵している中国社会科学院歴史研究所張顯清氏の御調査によっても、『李氏家譜』の所在は不明である。ただ、機会を得て、上記の諸文章を運用し、李世熊の同族の姿をより具体的に把握したいと考えている。
- (8) 蓮花寨については、『康熙寧化県志』卷1・山川志上、及び内閣文庫蔵・光緒21年(1895)刊『福建全省地輿図説』の寧化県図によった。なおこの『図説』の所在は1990年明清夏合宿で、三木聰が青山一郎の報告に対して行った提言によって知った。
- (9) 『福建省地図冊』前掲「寧化県」及びAMS SERIES “Ning Hua”による。
- (10) この間の経緯の詳細については、拙稿(一)・(二)前掲を参照。
- (11) 拙稿(二)15頁に記したように、長江下流南岸デルタの諸県と異なり、進士・挙人合格者が非常に少ない寧化県では、生員クラスも“郷紳”とみなされていたと思われる。
- (12) 周之藩は、康熙22年(1683)刊『瑞金県志』卷十・雜記によれば、南明の総兵官であった。乾隆17年(1752)修・同治6年(1867)刊『汀州府志』には、この明朝から南明にかけての時期の汀州府知府の名はない。汪指南は南明唐王政権から任命された知府だと考えられる。

- (13) 『紀・後紀』における寧化県の地名の比定は、『康熙寧化県志』巻一・疆界志により、帰化県のそれは万暦42年(1614)刊『帰化県誌』巻一・輿地誌・疆域による。ちなみに、帰化県西部の柳楊里と下覚里は成化7年(1471)まで寧化県に属していた。
- (14) 『紀・後紀』等、『清史資料』第1輯に収録され、本稿が検討を加えているた李世熊の一連の文章の末尾に附された「已翁」の「記」は、「彭妃の事、尤も諸野史の遺を補うに足る」と記す。なお、20頁の2行から13行までは、原文では、この一段の記述の冒頭に置かれている。
- (15) 永寧王は、『明史』表五・諸王世表五では、明の憲宗成化帝の子、益端王祐楨の4代目の子孫である益敬王常灑の庶子由楸を指し、万暦39年(1611)に封じられている。
- (16) 『紀』では「張繼成」とするが、「志」によって改め范繼宸とした。
- (17) 『乾隆汀州府志』前掲・巻14・兵制に、「国朝、順治初めに、左路総兵一員、左右二營副將一員を設く。左右二營は俱に総兵より統轄し、延〔平〕・建〔寧〕・邵〔武〕・汀〔州〕の四府を兼轄し、汀州に駐す。」とある。
- (18) 新建王は、『明史』表五の諸王世表五では、明の憲宗成化帝の子、益端王祐楨の3代目の子孫である益宣王翊釗の子、常汝を指し、万暦34年(1606)に封じられている。また、徳化王は、『明史』表五・諸王世表五では、明の英宗正統帝・天順帝の子、吉簡王の3代目の子孫である宣王翊鑾の子、常汝を指し、万暦24年(1596)に封じられている。ここでいう新建王、徳化王とは、永寧王の場合のようにそれぞれの長子をいうものかもしれない。
- (19) ここでの「官屋」が何かは不明である。李世熊在世中刊行の康熙23年(1684)刊行の『寧化県志』巻一・公署志では、宋代以後清初のこの時期にかけての泉上里内に、官の常設機関や臨時滞在の官僚が執務する建物が置かれた形跡はない。巻七・恵政志には、明代に預備倉が泉上里に設置されたとあるが、「今、各里の倉皆廢たる」とも記され、当該の時期にはこれもすでになかったと思われる。
- (20) 劉大勝の一件については「むすび」で見ると、『清史稿』卷五百一の李世熊伝に言及がある。
- (21) 明の敗軍の首領の一人呉細娘、同じく明の敗軍である前出の四營頭軍の首領黄徽任・林珍が「吾郷(泉上)を通過した時の様子を『紀』は次のように記す(『清史資料』第1輯・45頁)。「一星知〔寧〕文龍且敗、乃同黄徽任・林珍俱解營去。經過吾郷約二千人、秋毫無所犯。吾小園在新橋頭、黄徽任立馬橋上、一〔不〕許一卒入吾園摘一桔、俟卒行尽、乃一騎殿後去、留一刺來候。誰謂暴客無礼也。」
- (22) 『康熙寧化県志』巻二・寺觀志は、「寺の泉下里に属する者」の項に臨田寺を挙げ、しかもそれが泉上里の領域にある烏村にあるとする。
- (23) 『紀』の原文で「汀州鎮將」、「鎮將」と呼ばれる王之綱の官職名について、拙稿(一)20頁では「鎮守汀州等総兵官」とした。ただ注⑩で紹介した『乾隆汀州府志』の記載とは一致しない。『清史列伝』卷七十九・武臣伝・乙の王之綱伝では、「徐州平。入京陛見、授福建雲霄総兵、〔順治〕六年、加都督僉事、鎮汀州」とある。後致を期す。
- (24) 原文には周元亮とあるが、『清代職官年表』第3冊・布政使年表によって訂正した。
- (25) 「先鳩手裕者、漸以吾祖祀租填償」(『後紀』『清史資料』第1輯・49頁)。
- (26) 「鄭公の郷」については、『後漢書』卷三十五・張曹鄭列伝第二十五、「姜童の里」については、『後漢書』卷五十三・周黄徐姜申屠列伝第四十三を参照。
- (27) 直線距離の概算は、福建省測繪局・福建省民政庁編『福建省地図冊』前掲によった。
- (28) 田疇とその倚った徐無山については、『三国志』巻十一・魏書十一・袁張淳国田王邴管伝第十一、庾袞については、『晋書』巻八十八・孝友伝、周党については、『後漢書』巻八十三・逸民列伝第七十三、孫期については、『後漢書』巻七十九上・儒林列伝をそれぞれ参照。

- (29) 原文には「貪天不祥，誰能当比」とあるが，“貪天”では意味が不明なので“貪夫”と改めた。
- (30) 明末の福建・江西・広東省境地区の無頼の問題については，拙稿（三）・3「寧都県における抗租反乱」中の30-31頁の部分で触れるところがあった。

